# 多摩市障がい者(児)福祉計画(案)

多摩市障がい者基本計画:令和6(2024)年度~令和11(2029)年度

第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画:令和6(2024)~令和8年度(2026)年度

イラスト

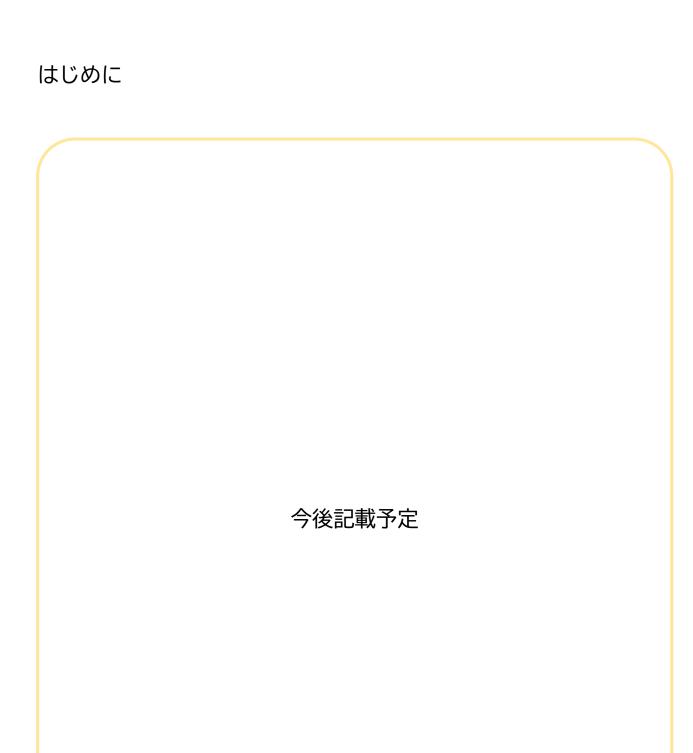
令和○(○)年○月

多摩市

# 障害の「害」の字について

害の字には「悪くすること」「わざわい」など、否定的な意味があるため、本市では、障がいのある人の気持ちを考えて、「ひと」をさす「障害」という言葉は、「障がい者」とひらがなを使っています。

ただし、法律などのルール、施設、団体の名前等については、そのままの文字を使っています。



# 目 次

第	1章		計画の策定にあたって	
	1 –	1	計画策定の趣旨	1
	1 –	2	計画の目的・根拠法令	1
	1 –	3	計画の位置づけ	2
	1 –	4	計画の期間	3
	1 –	5	計画の策定体制	4
	[]	ラ』	ム①] 健幸まちづくりについて	5
笙	2音	B	障がい者(児)を取り巻く状況	
-	<del>-</del> 2	_		6
·	_	(1)	<b>障害者権利条約の締結について</b>	
		(2)	近年の動向	
	2 –	. ,	多摩市の状況	
		_ (1)	人口構成の変化	
		(2)	<ul><li>障がい者(児)数の推移</li></ul>	
		(3)	ででは、	
		(4)	でいる。	
	2 –	3		
		(1)	調査の概要1	
		(2)	調査の結果(一部抜粋)1	9
	2 –	4	計画策定に係る事業所アンケート調査の結果2	23
		(1)	調査の概要2	23
		(2)	調査の結果(一部抜粋) 2	24
筝 ·	2 辛	Ŧ	現状と課題	
			<b>元八と旅逸</b> - これまでの取組状況(計画の振り返り)2	7
			現状と課題(まとめ)3	
			②] 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して	,
L-		<b>—</b> (	☞」 ファドロース V・E・ベン左がと はくしへに支むして 暮らすことのできるまちづくり条例について 3	₹2
				_
-	_		基本理念・基本方針・施策の展開 【多摩市障がい者基本計画】 - 共立 TR ^	
			基本理念3	
•			基本方針	35
			方針1〕 障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること	
			方針2〕 地域の中で自立していきいきと暮らすこと	
	-	-	方針3〕 障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. /
			計画の体系	
	4 —	4	施策の展開	37

〔施策1〕	相談支援の充実	37
〔施策2〕	保健・医療機関との連携強化	40
〔施策3〕	障がい児支援体制の整備	41
〔施策4〕	生活への支援の充実	43
〔施策5〕	日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施	45
〔施策6〕	共生社会に向けたまちづくり	47
第5章 障害福	晶祉サービス等の成果目標・見込み量	
	【第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計	<del> </del> 画]
5-1 国の	か基本指針に基づく成果目標	50
〔成果目標 〕	1〕 福祉施設の入所者の地域生活への移行	50
〔成果目標 2	2〕 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	51
〔成果目標:	3〕 地域生活支援の充実	52
〔成果目標4	4〕 福祉施設から一般就労への移行等	55
〔成果目標:	5〕 障がい児支援の提供体制の整備等	57
〔成果目標(	<ul><li>6〕 相談支援体制の充実・強化等</li></ul>	60
〔成果目標「	7〕 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	62
5-2 各+	ナービスの見込み量・見込み量の確保のための方策	63
(1) 訪問系	系サービス	63
	舌動系サービス	
(3) 居住系	系サービス	71
(4) 相談5	5援	73
	章がい者等に対する支援	
	\児通所支援、相談支援	
	<b>上活支援事業(必須事業)</b>	
(8) 地域生	<b>上活支援事業(任意事業)</b>	87
第6章 計画名	を推進するために	
	- JE - C - C - C - C - C - C - C - C - C -	89
	・東京都への継続的な要請	
資料編	D-+-71	0.0
	月索引	
	策定経過	
	地域自立支援協議会設置要綱	
	也域自立支援協議会委員名簿	
5 多摩市區	章がい者基本計画等策定委員会設置要綱	95

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年度以降、「第五次多摩市総合計画」において、「障がい者が安心して暮らせるまちづくり」を政策の1つとして位置づけ、その下で「多摩市障がい者基本計画」を策定し、総合的・計画的に施策の推進を図ってきました。

平成 29 年度からは、「多摩市障がい者基本計画」「多摩市障害福祉計画(第5、6期)」「多摩市障がい児福祉計画(第1、2期)」を一体的に策定し、子どもから大人まで切れ目のない支援を推進してきました。

令和5年度からは、新たに「第六次多摩市総合計画」を策定し、社会の変化に対応し、 誰もが安心して暮らし続けられるまちを目指すものとしています。

そうした中、本計画は、令和5年度末で「多摩市障がい者基本計画」「第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画」が期間満了となることから、令和6年度からを始期とする計画を新たに一体的に策定するものです。

# 1-2 計画の目的・根拠法令

「多摩市障がい者基本計画」は、本市における障害福祉施策の基本的な方向性を示すために策定します(障害者基本法第 11 条第 3 項)。

「第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画」は、子どもから大人まで切れ目のない障害福祉サービス、障がい児支援等の提供体制を確保するために策定します(障害者総合支援法第88条第1、6項、児童福祉法第33条の20第1項)。

#### 障害者基本法 第11条第3項

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)を策定しなければならない。

#### 障害者総合支援法 第88条第1、6項

- 1 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村障害福祉計画)を定めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

#### 児童福祉法 第33条の20第1項

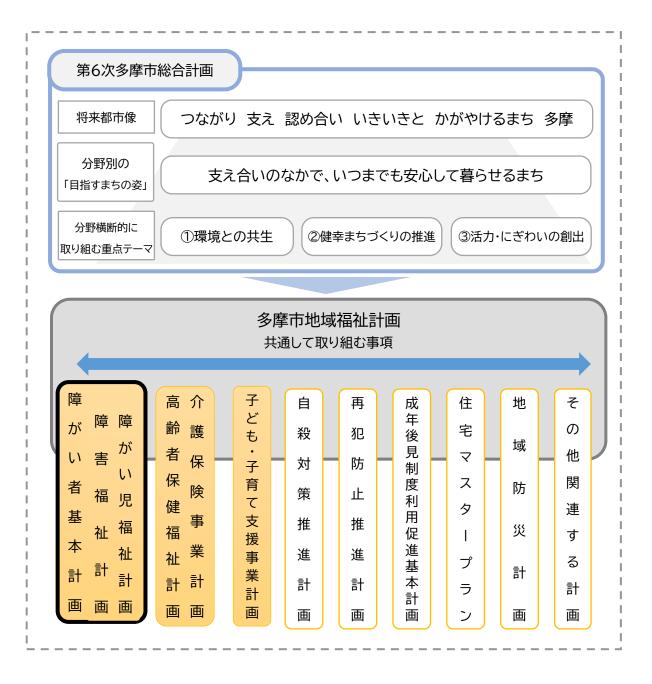
1 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(市町村障害児福祉計画)を定めるものとする。

# 1-3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第六次多摩市総合計画」のもと、その「将来都市像」や健康・福祉分野の「目指すまちの姿」の実現に向けて策定します。その際、分野横断的に取り組む重点テーマ(①環境との共生 ②健幸まちづくりの推進 ③活力・にぎわいの創出)に基づく取組を進めます。

地域福祉の推進、地域のあり方、地域づくりの方向性を示し、子育て・高齢・介護など 福祉分野を横断的につなぐ「多摩市地域福祉計画」の個別計画として策定します。

また、「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」など の個別計画と連携・整合を図りながら策定します。



# 1-4 計画の期間

計画の期間について、「多摩市障がい者基本計画」に該当する箇所は6年間、「第7期多 摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画」に該当する箇所は3年間とします(※)。 なお、法制度の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて 見直しを行います。

	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
総合計画		第5	5次				第6	6次			
地域福祉計画		第4次				第5次					
障がい者基本計画		(2018~2023年)					本計画	i(2024	1~202	29年)	
障害福祉計画	第:	5期		第6期		本計画(第7期)			(第8期)		)
障がい児福祉計画	第 <sup>·</sup>	1期		第2期		本計画	画(第3	期)	(	第4期》	)
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第'	第7期 第8期				第9期			第 10 期		
子ども・子育て支援 事業計画	(2020~2024年) (2025~2029年)				_						

# (※) 章ごとに該当する計画、計画の期間

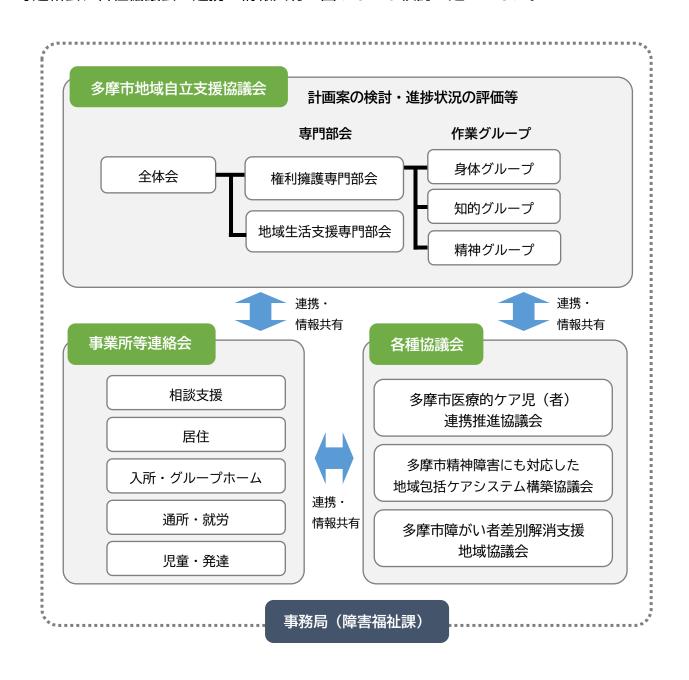
	目次	該当する計画	計画の期間
第1章	計画の策定にあたって		
第2章	障がい者(児)を取り巻く状況	両方の計画	6年間
第3章	現状と課題		
第4章	基本理念・基本方針・施策の展開	多摩市障がい者基本計画	6年間
第5章	障害福祉サービス等の成果目標・ 見込み量	第7期多摩市障害福祉計画・ 第3期多摩市障がい児福祉計画	3年間 (3年に1回改正される 国の基本指針に基づき策定
第6章	計画を推進するために	両方の計画	6年間

# 1-5 計画の策定体制

令和5年7月に「福祉に関するアンケート調査」「計画策定に係る事業所アンケート調査」 を実施し、基礎資料としています。

計画案の検討・進捗状況の評価を一体的に行う協議体として、多摩市地域自立支援協議 会(学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成)を位置づけ、協議を行いました。

また、同協議会の下部組織である権利擁護専門部会・地域生活支援専門部会や、事業所 等連絡会、各種協議会と連携・情報共有を図りながら検討を進めました。



# [コラム①] 健幸まちづくりについて



- 本市では、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで誰もが健やかで幸せを実感できる「健幸都市(スマートウェルネスシティ)」の実現を目指し、「健幸まちづくり」の取組を進めています。
- 〇 「健幸まちづくり」は、誰もが健康で幸せな日々を過ごせるまちを、行政だけでなく、市民、市民団体、事業者、大学等の様々な主体と、まちぐるみでつくっていく取組です。令和5年度からは、「第六次多摩市総合計画」において「健幸まちづくりの推進」を分野横断的に取り組む重点テーマとして設定し、積極的に取組を進めています。
- 一方、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」では、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまち(共生社会)を目指しています。このことは、市が目指す、誰もが健やかで幸せを実感できる「健幸都市」の実現にもつながるものです。
- 今後、本計画でも、市民、市民団体、事業者、大学等と連携しながら、人と人とのつ ながりや世代の多様性を増やしたり、誰もが安心して暮らせる環境づくりなど「健幸ま ちづくり」を意識した取組を進めていきます。

#### ■主な取組内容



#### ◀ みんなの美術作品展

「多摩市若者会議」との 協働により、障害の有無に かかわらず楽しめる美術 展を開催しています。



わかりやすい版

▲ 心つなぐ・はんどぶっく本市に住んでいる障がいのある方と一緒につくった冊子。障がい当事者の困りごとや必要な配慮等をわかりやすく説明しています。



#### ■ 誰もが外出しやすい 環境づくり

安心してお店を利用できるよう、バリアフリー 化工事、筆談ボードの設 置費用の助成等の取組を 進めています。

写真

# **▼**健幸まちづくりシンポジウム

令和5年12月の人権週間・障害者週間にあわせ、健幸都市や差別解消をテーマに、企画展示・シンポジウムを開催(令和5年12月予定)。

# 第2章 障がい者(児)を取り巻く状況

#### 2-1 法制度の動向

#### (1) 障害者権利条約の締結について

日本は、平成 18 年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に署名しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由を守るために国がすべきことを定めるものです。この条約で初めて、「障害」は「その人の心や身体にある」のではなく、「社会が作り出している」という「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が取り入れられました。その後、この条約の締結に先立ち、日本では、「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定など様々な法整備が進められました。その上で、平成 26 年に「障害者権利条約」が締結されました。

#### (2) 近年の動向

「多摩市障がい者基本計画(平成 30 年度~令和 5 年度)」を策定した後の、主な法制度の動向については以下のとおりです。

#### ① 「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月施行)

文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大など、障がい者による文化芸術活動を推進し、障がいるの個性と能力の発揮や社会参加を促進するために制定されました。

# ② 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」 (令和元年6月施行)

障害の有無にかかわらず、誰もが読書を通じて文字・活字文化に親しめるようにする ために制定されました。様々な障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアク セスできるようにすることを目指しています。

#### ③ SDGs実施指針の改定(令和元年12月改定)

SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年9月に国連サミットでの採択を受け、日本では、平成28年12月に「SDGs実施指針」が策定、令和元年12月に改定されました。同指針では、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」など8つの優先課題と具体的な施策が定められており、関係者と協力した取組が求められています。

#### ④ 「社会福祉法」の改正(令和3年4月施行)

地域の住民、関係者が断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

⑤ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の 改正(令和3年4月施行)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向け、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進するために改正されました。 今後も、国は「障害者基本計画(第五次)」(令和5年3月)に基づき、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」や「心のバリアフリー」の理解促進等の取組を推進するものとしています。

⑥ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年6月施行)

医療的ケア児・その家族を社会全体で支援するため、医療的ケア児が在籍する保育所、 学校等に対する支援や、相談支援体制の整備、都道府県単位での「医療的ケア児支援センター」の設置等が推進されています。

- ⑦ 「障害者情報アクセシビリティー・コミュニケーション施策推進法」(令和4年5月施行) 障害の有無にかかわらず、誰もがあらゆる分野の活動に参加できるようにするため、 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するために制定されました。
- ⑧ 「こども基本法」(令和5年4月施行)

全てのこどもや若者が、自分らしく幸せな生活ができる社会を目指し、国・都道府県・ 市町村など社会全体で、こどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくため、 令和5年4月に、こども家庭庁の創設と同時に施行されました。

⑨ 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正(令和6年4月ほか施行)

障がい者等の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障がい 者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が図 られました。また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として「こども 家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実が努力義務とされました。

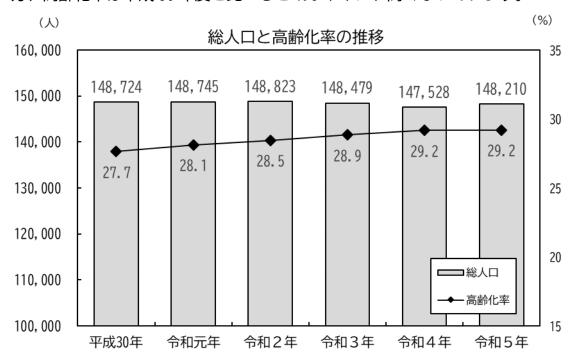
① 「障害者総合支援法」の対象となる難病の追加(令和6年4月施行)

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病(難病)について、開始当初は130疾病(平成25年度)でしたが、順次範囲の拡大が行われ、令和6年4月からは369疾病が対象となります。

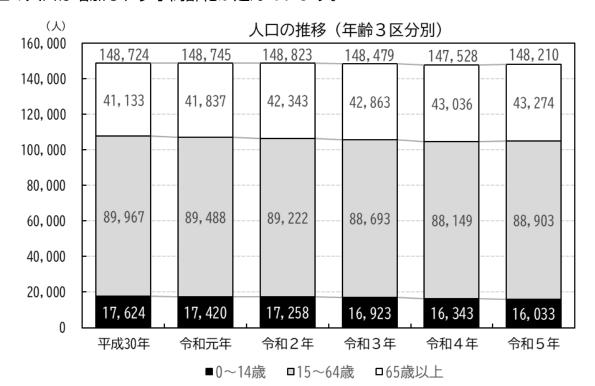
# 2-2 多摩市の状況

- (1) 人口構成の変化 ~人口は横ばい・減少傾向、少子高齢化が進む~
- ① 人口と高齢化率の推移

本市の人口は、148,210人(令和5年1月時点)で、近年は横ばい傾向が続いています。 一方、高齢化率は平成30年度と比べると1.5ポイント高くなっています。



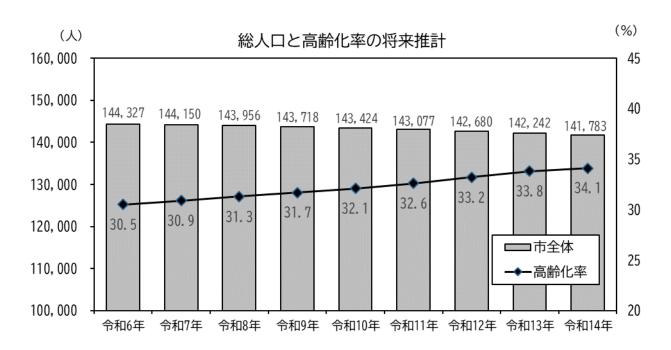
年齢3区分別人口を見ると、0~14歳、15歳~64歳の人口は減少する一方、65歳以上の人口は増加し、少子高齢化が進んでいます。



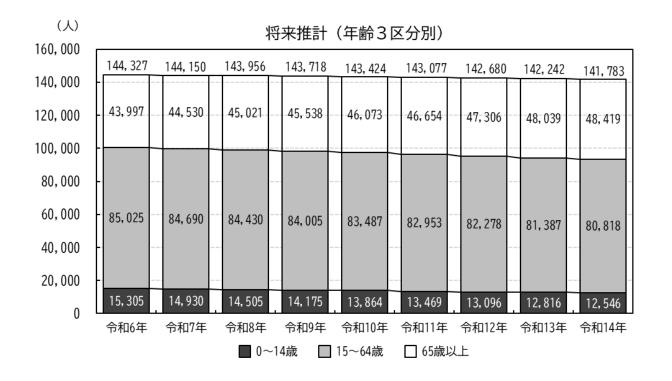
出典:住民基本台帳人口(各年1月1日)

#### ② 将来人口の推計

将来の人口推計を見ると、本市の人口は横ばいから減少に転じています。また、高齢化が進み、令和14年には人口141,783人、高齢化率34.1%となる見込みです。



年齢3区分別の人口推計を見ると、今後も0~14歳、15歳~64歳の人口は減少する一方、65歳以上の人口は増加し、更なる少子高齢化が進む見込みです。

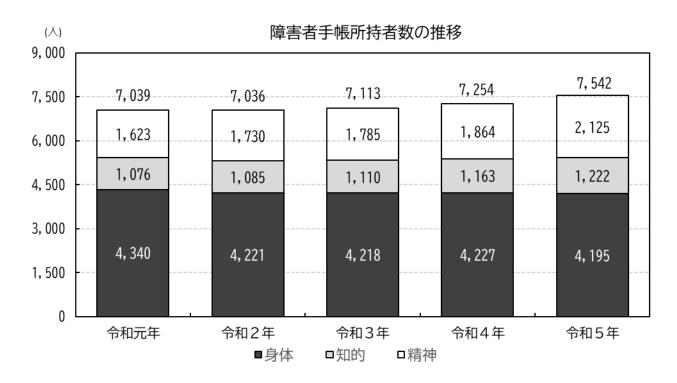


出典:多摩市将来人口推計(各年1月1日)

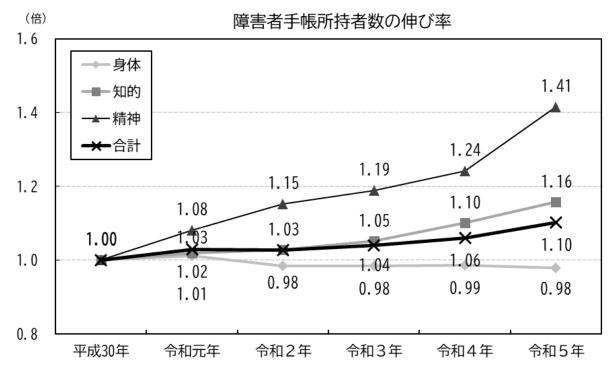
#### (2) 障がい者(児)数の推移 ~障がい者(児)数は増加傾向~

#### ① 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、策)の所持者数は、全体として増加傾向にあり、令和5年4月時点で7,542人となっています。



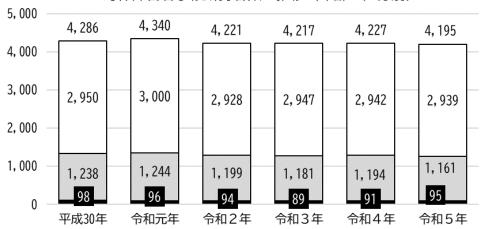
障害者手帳所持者数の伸び率(平成 30 年比)は、全体で約 1.10 倍伸びています。身体障害者手帳所持者数の伸びは横ばい傾向(約 0.98 倍)ですが、愛の手帳所持者数は約 1.16 倍、精神保健福祉手帳の所持者数は約 1.41 倍の伸びとなっています。



出典:障害福祉課(各年4月1日)

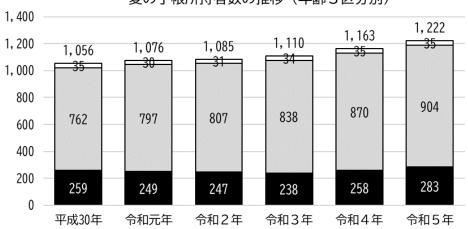
年齢3区分別で見ると、身体障害者手帳所持者は全体の約7割を65歳以上が占めています。愛の手帳所持者は全体の約7割を18歳~64歳が占めています。精神保健福祉手帳所持者は全体の約8割を18歳~64歳が占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移(年齢3区分別)



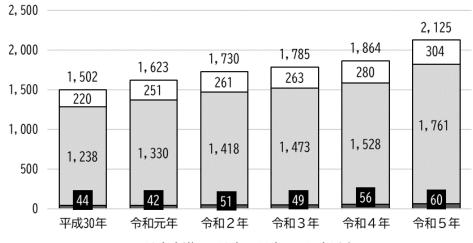
■18歳未満 □18歳~64歳 □65歳以上

愛の手帳所持者数の推移(年齢3区分別)



■18歳未満 □18歳~64歳 □65歳以上

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢3区分別)

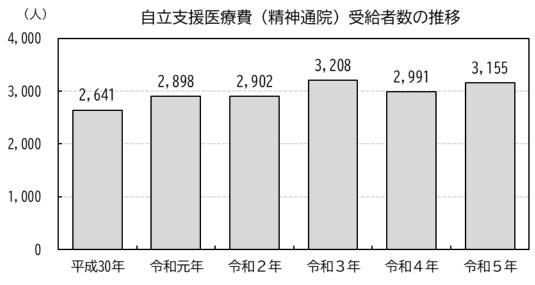


■18歳未満 ■18歳~64歳 □65歳以上

出典:障害福祉課(各年4月1日)

#### ② 自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者数の推移

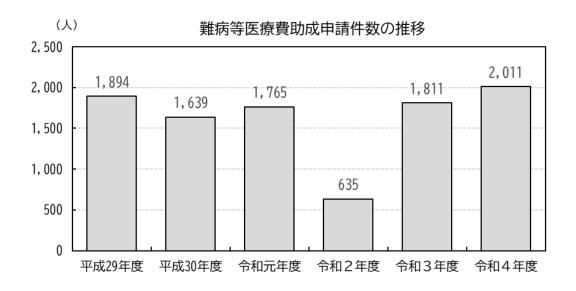
自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、年によって増減はあるものの、概ね増加 傾向にあります。



出典:障害福祉課(各年4月1日)

#### ③ 難病等医療費助成の申請件数の推移

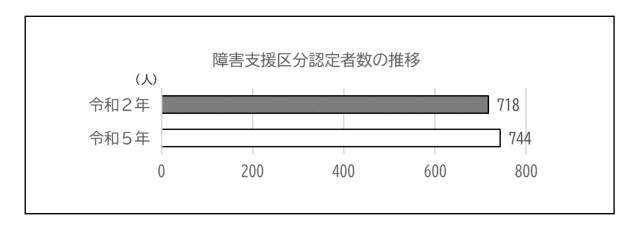
難病等医療費助成の申請件数は、令和2年度はコロナの影響で減少(前年度からの受給者は申請不要(自動更新)としたため)していますが、近年は増加傾向にあります。



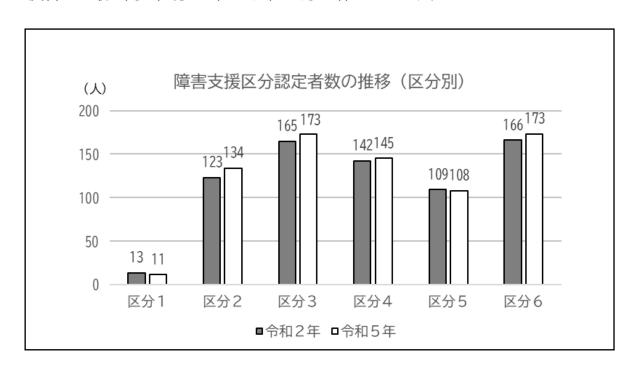
出典:障害福祉課(各年度末)

#### (3) 障害支援区分(※) 認定者数の推移 ~全体的に増加傾向~

障害支援区分の認定者数は、令和2年と令和5年で比較すると、3年間で26人増加 しています(718人→744人)。



区分別に見ると、特に、区分2(+11人)、区分3(+8人)や、支援とされる支援の度合いが最も高い区分6(+7人)の方が増えています。

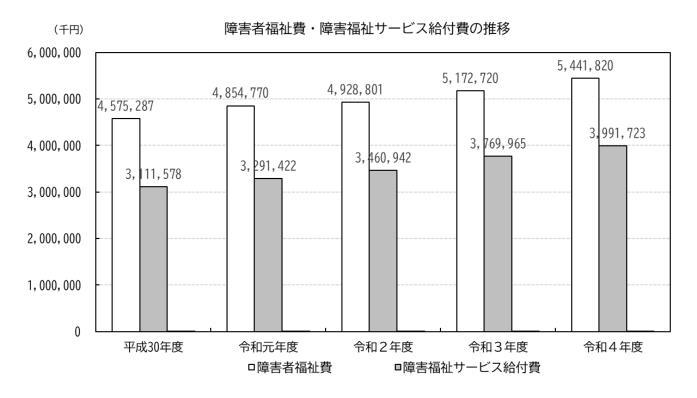


出典:障害福祉課(各年4月1日)

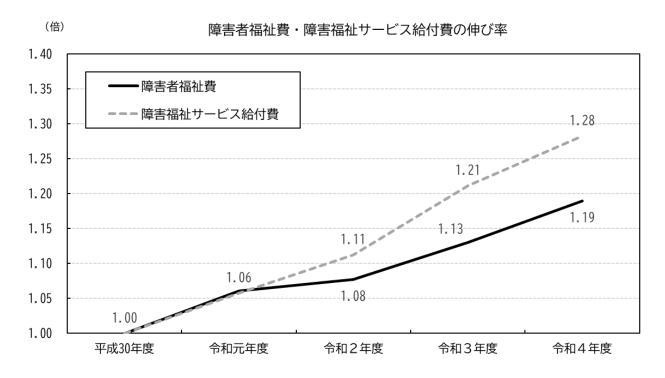
- ※ 障害支援区分:障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合 的に表す6段階の区分のこと(区分1~6:区分6の方が必要とされる支援の度合が高い)。
- ※ 複数の障がいがある方は主たる障害種別で分類しています。

#### (4) 障害者福祉費・障害福祉サービス給付費の推移

障害福祉全体に係る費用(障害者福祉費)は年々増加しています。令和4年度の実績は、障害者福祉費は約54億4千万円、うち障害福祉サービス給付費は約39億9千万円となっています。



障害者福祉費の伸び率 (伸び率) は約 1.19 倍、うち障害福祉サービス給付費 (伸び率) は約 1.28 倍の伸びとなっています。



出典:障害福祉課(各年度末)

#### 各サービスの給付費の推移

(単位:千円)

種別	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	居宅介護	116, 288	138,688	115,861	106, 991	105,528
	重度訪問介護	503, 158	487, 569	546, 208	561,065	609,669
	同行援護	28, 476	30,359	22, 357	26,015	26, 492
(1)訪問系サービス	行動援護	17,644	18, 287	16, 235	11,557	10,922
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
	小計	665, 566	674, 903	700,661	705,628	752, 611
	(伸び率:対平成30年度比)	1.00	1.01	1.05	1.06	1.13
	生活介護	656,611	695, 196	726, 713	780,013	791,546
	自立訓練(機能訓練)	657	2,211	1,476	380	1,736
	自立訓練(生活訓練)	9, 192	11,991	15, 213	16,657	16,967
	宿泊型自立訓練	6,218	6,742	6,638	5,014	2,470
	就労移行支援	66, 243	78, 186	77,876	81,003	85,892
(2)日中活動系サービス	就労継続支援(A型)	70,971	66,510	63,984	58, 363	60,499
(乙)口中/山野/バノ こハ	就労継続支援(B型)	555, 325	574,007	608, 442	647,044	647, 939
	就労定着支援	442	2,944	4,300	4,409	5,621
	療養介護	80,878	75,723	78, 274	87, 969	88, 287
	短期入所(ショートステイ)	49, 941	55,074	39, 336	46, 283	35,556
	小計 (伸び率:対平成30年度比)	1, 496, 478 1. 00	1, 568, 584 1. 05	1, 622, 252 1. 08	1, 727, 135 1. 15	1, 736, 513 1. 16
	自立生活援助	0	0	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	227, 245	267,864	295, 631	375, 948	423, 233
(3)居住系サービス	施設入所支援	136, 220	145, 432	150,096	160,808	161,017
	小計	363, 465	413, 296	445, 727	536, 756	584, 250
	(伸び率:対平成30年度比)	1.00	1.14	1. 23	1.48	1.61
	計画相談支援	23, 910	26,454	34, 578	40, 377	41, 473
	地域移行支援	188	36	304	29	199
⑷相談支援	地域定着支援	0	0	0	0	0
	小計	24, 098	26,490	34,882	40,406	41,672
	(伸び率:対平成30年度比)	1.00	1.10	1.45	1.68	1.73
	児童発達支援	53,638	50,091	69,454	106,526	110,995
	医療型児童発達支援	770	323	0	17	0
	放課後等デイサービス	362,608	368, 445	391, 447	416,672	511,622
(5)障がい児通所支援、	保育所等訪問支援	794	1,153	2,993	2,994	2,904
相談支援	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
	障がい児相談支援	1, 371	1,349	1,543	2,047	2,713
	小計	419, 181	421, 361	465, 437	528, 256	628, 234
	(伸び率:対平成30年度比)	1.00	1.01	1.11	1.26	1.50
	総合計	2, 968, 788	3, 104, 634	3, 268, 959	3, 538, 181	3, 743, 280

<sup>※</sup> 上記の総合計は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障がい児支援に係る給付費を合計したものであり、前ページ(4)の障害福祉サービス給付費と異なり、都加算給付費、高額障害サービス費等を含んでいません。

出典:障害福祉課(各年度末)

#### 各サービスの給付費の推移について

#### (1) 訪問系サービス

居宅介護、同行援護、行動援護は令和元年度まで増加傾向でしたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度以降、減少しています。一方、重度訪問介護は令和2年度以降、障害の重度化やコロナ禍における生活環境の変化(外出機会の減少等)により増加しています。

#### (2) 日中活動系サービス

生活介護は、特別支援学校卒業生の新規利用や地域移行者の利用増により、増加傾向にあります。就労継続支援(A型)は減少傾向ですが、就労継続支援(B型)・就労移行支援・就労定着支援は、福祉的就労や一般企業への就労希望者が増えていることから、増加しています。短期入所は、コロナ禍における利用控えにより減少しています。

#### (3) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)は、市内・近隣市での新規グループホームの開設増や、令和3年度から高齢化・重度化に対応するための報酬の見直しにより増加しています。施設入所支援は、施設入所者の地域生活への移行が進む一方、施設入所支援の利用ニーズも依然として高いことから、増加傾向にあります。

#### (4) 相談支援

モニタリング頻度を高める見直し(訪問系サービス、短期入所などのモニタリング標準期間の短縮)や報酬体系の見直し(小規模事業所の基本報酬の引き上げ、従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価)等により増加しています。

#### (5) 障がい児通所支援、相談支援

発達障害の認知の高まりや女性の就労率の上昇、共働き世帯の増加等による療育ニーズの高まりを受け、障がい児通所支援事業所(放課後等デイサービス、児童発達支援)の新規開設が増加しています。保育所等訪問支援・障がい児相談支援も増加傾向にあります。

# 2-3 福祉に関するアンケート調査の結果

#### (1) 調査の概要

#### 目的

福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、利用ニーズ等を把握し、計画の策定や計画に基づく取組に反映するため、3年に1回「福祉に関するアンケート調査(多摩市障がい者生活実態調査)」を実施しています。

#### ② 実施期間

令和5年7月14日(金)から8月4日(金)まで

#### ③ 対象者

4,000人(令和5年6月末日時点で、多摩市在住の次のア〜カに該当する方(9,282人) のうち、年齢別・障害別に無作為抽出で選ばれた方)

- ア 身体障害者手帳をお持ちの方
- イ 愛の手帳をお持ちの方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- エ 自立支援医療(精神通院医療)の給付を受けている方
- オ 難病の方
- カ 手帳をお持ちでなく障害福祉サービス、発達支援が必要な子どもを対象とした サービス (放課後等デイサービス等) を利用している方

#### ④ 調査方法

調査対象者に対し、郵送により調査票を送付しました。回答については、郵送による 回答又は電子入力フォーム(今回から新たに実施)で回答いただきました。

#### ⑤ 回答数(回答率)

1,417人/4,000人(約35.4%)

※ うち電子入力フォームによる回答数(回答率):281 人/4,000 人(約7.0%)

# アンケート回答者の内訳(年齢・障害別)

上段:度数 下段:%	合計	6歳未満	6歳~12 歳	13歳〜17 歳	18歳〜29 歳	30歳〜39 歳		50歳~64 歳	65歳~74 歳	75歳~84 歳	85歳以上	無回答
全体	1417	20	36	28	67	103	140	309	251	314	137	12
	100.0	1.4	2.5	2.0	4.7	7.3	9.9	21.8	17.7	22.2	9.7	0.8
身体障害	714	5	6	3	16	16	42	122	151	235		
<i>₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽</i>	100.0	0.7	0.8	0.4	2.2	2. 2	5.9	17.1	21.1	32.9	16.0	0.6
知的障害	113	6	8	12	20	25	13	20	1	4	2	2
	100.0	5 <b>.</b> 3	7.1	10.6	17.7	22.1	11.5	17.7	0.9	3.5	1.8	1.8
発達障害	119	14	22	20	19	20	12	11	0	0	0	1
	100.0	11.8	18.5	16.8	16.0	16.8	10.1	9.2	0.0	0.0	0.0	0.8
精神障害	332	1	0	5	21	54	63	126	34	21	5	2
	100.0	0.3	0.0	1.5	6.3	16.3	19.0	38.0	10.2	6.3	1.5	0.6
高次脳機能障害	26	0	0	0	1	4	2	5	5	6	3	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	3.8	15.4	7.7	19.2	19.2	23.1	11.5	0.0
難病(特定疾患)	265	0	0	0	8	12	26	63	64	76	14	2
	100.0	0.0	0.0	0.0	3.0	4.5	9.8	23.8	24. 2	28.7	5.3	0.8
重度心身障害	15	1	2	0	3	0	1	5	0	2	1	0
	100.0	6.7	13.3	0.0	20.0	0.0	6.7	33.3	0.0	13.3	6.7	0.0
医療的ケアが必要	34	0	1	0	4	0	2	4	4	12	7	0
な障害	100.0	0.0	2.9	0.0	11.8	0.0	5.9	11.8	11.8	35.3	20.6	0.0
強度行動障害	8	0	0	1	0	1	0	1	0	4	1	0
	100.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	50.0	12.5	0.0
無回答	57	0	3	2	1	1	4	8	14	11	10	3
	100.0	0.0	5.3	3.5	1.8	1.8	7.0	14.0	24. 6	19.3	17.5	5.3

<sup>※</sup> 複数の障がいのある方は、主たる障害種別で分類しています。

# (2) 調査の結果 (一部抜粋)

# ① 情報入手や困った時の相談先について

# ○ 福祉関連の情報の入手について困っていることはありますか。(○はいくつでも)

No.	カテゴリ		構成比(%)	
IVO.			今回	前回
1	どこに情報があるかわからない	525	37.1	34. 1
2	わかりやすい情報提供が少ない (わかりやすく表現されたものがない、ふりがなを振っていないなど)	369	26.0	18.9
3	デイジー版、点字版、録音テープ・CD、音声レコードなどによる 情報提供が少ない	21	1.5	0.8
4	パソコンなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない	145	10.2	9.3
5	パソコンなどを持っていないため、インターネットが利用できない	149	10.5	11.1

# ○ 家族や親戚以外で子育てやご自身の悩みや不安を誰に相談しますか。(○はいくつでも)

Ma	カテゴリ	/ 米/-	構成」	上(%)
No.	カテコツ	件数	今回	前回
1	市役所の窓口	170	12.0	10.5
2	病院・診療所	421	29.7	26.2
3	保健所	17	1.2	0.6
4	障がい者団体	30	2.1	2.4
5	友人・知人	345	24.3	25.1
6	福祉施設の職員	115	8.1	7.0
7	学校や職場の仲間	60	4. 2	3.9
8	社会福祉協議会の職員	37	2.6	2.2
9	民生委員	23	1.6	1.1
10	障害のサービスを受けている事業所等の職員	168	11.9	10.8
11	相談支援専門員	103	7.3	5.4
12	ピアサポーター	6	0.4	_
13	その他	60	4.2	4.8
14	相談するところはほとんどない	357	25.2	24.5
15	相談できるところや相手はいない	105	7. 4	8.5

# ② 住まいの状況、希望する暮らしを送るために必要なサービスについて

○ 現在の住まいにこれからも住み続けますか。(○は1つ)

No.	カテゴリ		構成」	七(%)
IVO.			今回	前回
1	住み続ける	944	66.6	64.8
2	転居したいが、理由があり転居できない	61	4.3	4.5
3	将来、市内で転居する	54	3.8	4.1
4	将来、市外へ転出する	38	2.7	2.7
5	わからない	211	14.9	19.6
6	その他	13	0.9	2.0
7	無回答	96	6.8	2.2

# ○ 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。 (○はいくつでも)【新規設問】

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	222	15.7
2	障がい者に適した住居の確保	131	9.2
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	225	15.9
4	生活訓練等の充実	34	2.4
5	経済的な負担の軽減	506	35.7
6	相談対応等の充実	118	8.3
7	地域住民等の理解	32	2.3
8	情報の取得や意思疎通についての支援	49	3.5
9	その他	57	4.0

#### ③ 障がい者差別解消について

○ あなたや家族は、日常生活の中で差別等を感じることはありますか。(○は1つ)

No	   カテゴリ		構成」	比(%)
No.	カテュウ	件数	今回	前回
1	常に感じる	63	4.4	4.0
2	時々感じる	196	13.8	17.4
3	ほとんど感じない	447	31.5	32.7
4	全く感じない	448	31.6	23.2
5	わからない	168	11.9	12.6
6	無回答	95	6.7	10.0

# ○ 日常生活の中で差別等をなくしていくためには何が必要ですか。(○は3つまで)

No	カテゴリ		構成比(%)	
No.	717-17	件数	今回	前回
1	学校での障害に関する教育や知識の提供	735	51.9	51.5
2	美術作品展やスポーツなどの障がい者と交流するイベントの開催	131	9.2	8.6
3	地域行事など地域住民との交流の場を増やす	320	22.6	21.6
4	障害について普及啓発のための講演会等の開催・差別事例を伝える リーフレット等の作成	203	14. 3	15. 7
5	障がい者の一般企業への就労促進	467	33.0	28.8
6	民間事業者による店舗等の接客対応向上の研修	177	12.5	10.4
7	その他	81	5. 7	6.4

# ④ 災害時の対応について

○ 地震や火事、水害などの災害の時にどのようなことが必要ですか。(○はいくつでも)

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)	
IVO.			今回	前回
1	災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわかるように 知らせてほしい	449	31.7	33. 0
2	避難所までの誘導や案内をしてほしい	402	28.4	29.9
3	地域の人から安否確認等の声かけをしてほしい	277	19.5	19.7
4	特別な食事や入浴など障害の特性ごとに対応した避難所の生活環境の整備	288	20.3	20.1
5	オストメイト対応、車イス用、高齢者用などのトイレの整備	229	16.2	16.4
6	避難所で日常的に必要な介護や医療、医薬品、補装具の確保	420	29.6	29.0
7	避難所での手話などコミュニケーション手段の確保と情報交換	92	6.5	5.4
8	避難所での福祉事業者などとの相談体制の確保	224	15.8	14.8
9	避難所でのヘルパー、介護専門スタッフなどの確保	227	16.0	15.8
10	その他	86	6. 1	5.6
11	特に不安はない	259	18.3	14.8

# ⑤ 今後の市の障がい者施策について

○ 今後、多摩市の障がい者施策は、特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか(○はいくつでも)

No.		カテゴリ	件数	構成比(%)
1	障害者差別 解消法に関	障害者差別解消法に係る国の指針や市職員対応要領に基づく市 職員の適切な対応の推進	557	39.3
2	する施策	市民や企業等への障がい者差別解消に向けた理解促進及び啓発	508	35.9
3	ハード面・ 街づくり・ インフラ整 備	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」の推進	598	42.2
4		障がい者に適した暮らしやすい公営住宅などの整備促進	437	30.8
5		地域利用施設の整備	296	20.9
6		交通機関等の利用を容易にする施策	455	32.1
7	ソフト面・ 社会参加・ コミュニテ ィ	障がい者と対等の関係づくりや交流を促進するなど、相互理解 を深める事業の充実	444	31.3
8		ボランティア活動の推進	233	16.4
9		スポーツやレクリエーション、文化活動などの余暇活動支援の 充実と参加の推進	229	16. 2
10		初等教育機関における障がい児への教育の整備・推進・実施	360	25.4
11	自立支援・ 教育	障がいのある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育 の実施	487	34.4
12		ホームヘルパーやグループホーム、ガイドヘルパーなど 生活支援サービスの充実	391	27. 6
13		自立生活に向けた言語訓練や機能訓練等の専門のリハビリテー ション	278	19.6
14		放課後活動の充実	155	10.9
15		障がい者が働ける配慮のある職場の紹介や情報提供	503	35.5
16	- 就労支援・ 日中活動	一般就労へ向けた訓練や就労の定着を図る雇用施策の充実(ジョブ・コーチ等)	288	20.3
17		生活相談をはじめ就労・就学のための総合的な相談窓口(就労支援センター)の充実	358	25.3
18		地域活動支援センターも含め、生活介護や自立訓練などの日中 活動の場の充実	309	21.8
19		医療・保健・福祉・教育の連携と一貫した支援の充実	515	36.3
20	医療・保 健・療育	医療費負担の軽減や年金や手当等の経済的援助	720	50.8
21		障害の早期発見と、早い段階での適切な療育	330	23.3
22		手話通訳・要約筆記者派遣制度の充実	134	9.5
23	扣张,桂起	点字図書・字幕放送・わかりやすく表現された資料等の 障害の特性に応じた情報提供の整備・充実	156	11.0
24	† 相談・情報   提供	緊急時の連絡手段の確保	447	31.5
25		地震や台風など災害時の避難や支援体制の強化	457	32.3
26		障がい者のための身近な相談支援体制の充実	449	31.7
27	その他	その他	44	3.1

# 2-4 計画策定に係る事業所アンケート調査の結果

#### (1) 調査の概要

#### ① 目的

市内の障害福祉サービス等事業所が、日頃感じている福祉に関する意見等を伺い、計画の策定や今後の施策反映のための基礎資料とするために実施しました。

#### ② 実施期間

令和5年7月4日(火)から7月28日(金)まで ※ 令和5年8月29日(火)から9月22日(金)にかけて再調査を実施

#### ③ 対象者

市内の障害福祉サービス等事業所

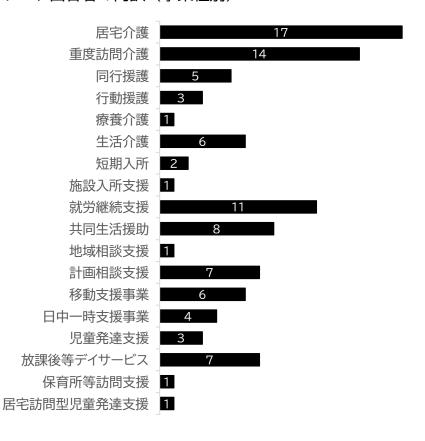
#### ④ 調査方法

電子メールによる

#### ⑤ 回答数(回答率)

111 事業所/213 事業所(約 52.1%)

#### アンケート回答者の内訳(事業種別)



#### (2) 調査の結果(一部抜粋)

事業所でサービスを提供する上での課題や、市全体で不足していると思われるサービスや支援について

#### (訪問系サービス)

- 高齢化により退職する従業員がいる一方、募集をしても応募がないため、人手不足で ある。
- 居宅介護に比べて重度訪問介護は単価が安いため、サービスを引き受けても断る要因 となっている。
- 同行援護従事者の資格が必要なため、スタッフが限定され、サービスが提供しづらく なっている。

#### (日中活動系サービス)

- 報酬単価が安く、必要な人員を整備することが難しいこともあり、事業所の運営のハードルが高くなっている。特に、医療的ケアが必要な方へのサービスが不足している。
- 他害行為のある利用者への支援に限界があるため、家族や本人が相談できる機関や日 中の受入先が必要である。
- 精神障がいのある方は知能や能力が高くても、業務を継続することが難しい傾向がある。採用側の理解がなかったり、体制が整っていないところも多いので、就労のサービスを行う事業所は、就労後の支援や連携を行う必要がある。

#### (居住系サービス)

- 親亡き後を考える意味でも、共同生活援助(グループホーム)に限らず、重度の障が い者が一人で生活できる場の整備が必要である。
- 長期入院者の受入先の施設について、市内の事業所の数が少なく、特に重度の障害に 対応できる事業所が少ない。

#### (相談支援)

○ 計画相談事業所や相談支援員が少なく、セルフプランの利用が多くなっている。

#### (児童系サービス)

- 医ケア児の放課後等デイサービスの受入先がない。特に夏季休業中のニーズが多い。
- 学校での過ごしやすさ、生きにくさを感じているお子さんや個別支援を必要としているお子さんに市役所や発達支援室から教室を紹介してほしい。

#### (その他)

- 長時間でのサービスの依頼が多いが、シフトの関係もあり、受けることができない。
- 強度行動障がいのある方への支援は報酬単価が低く、職員体制を手厚くすることができない。

② 新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、今後も事業を継続していくために求められる対応や仕組みについて(人的・物的支援、市や事業所・事業所間の情報共有の仕組み等)

#### (人的・物的支援等)

- 水道光熱費・食費の高騰で利用者の負担が増加しており、負担軽減のための施策や働く人を募集する支援をしてほしい。
- マスクなど、消耗品の支給をしてほしい。
- 事務所の固定費(家賃、光熱水費、PC 関係等)に補助があると助かる。

#### (市や事業所、事業所間の情報共有の仕組み、事業所連携等)

- 市内グループホーム間の連携の機会があると良い。
- 支援の質向上のため職員に対する各種研修機会があると良い。

#### (人材確保)

- 人的な課題(高齢化)がある中で支援体制を継続していくための情報共有が必要である。
- デジタル化に向けて若い世代の人材が必要である。

#### (制度に関すること)

- 家族の高齢化や利用者の障害の重度化により、送迎による通所のニーズが増えている ため、送迎加算を実情にあったものに近づけてほしい。
- 新型コロナウイルス感染症により、外出自粛が長く続いたため移動支援事業を閉鎖してしまったところが多い。5類に移行し外出の機会が増えたので再び使いたいという要望があるので、市に手助けしてもらいたい。

#### (就労継続支援の取組・支援)

○ 地域ネットワークを通じた共同受注・販売会などによる工賃アップへの支援強化が必要である。

#### (感染症対策)

○ 感染症対応の業務継続計画については、地域での分野を超えた連携及び応援体制の整備をしていく必要があり、災害時同様に行政を含めて作るべきである。

#### ③ 障害福祉施策に関する市への意見や、今後進めるべき取組等について

(わかりやすい情報提供、情報発信)

○ 市としての補助金制度等の積極的な情報発信。指定時や変更申請時に、都度、助成制 度の有無等について確認をしているが、行政より定期的な発信がほしい。

#### (事業に関する相談窓口)

○ 新規相談又は困難事例があった場合に気軽に相談できる場がほしい。

#### (市と事業所、事業所間の連携)

○ 利用者を通して、各施設とのつながりはできるが、それ以外で市内の施設の横のつながりがない。連絡会などのつながりで助け合いができるとよい。

#### (他分野との連携)

- 児発・放デイと学校(学童)、医療、保健等の連携の仕組みが必要である。
- 子どもから高齢者までのライフステージを縦軸に病気や障害など社会的生活上でのバリアをどのように乗り越えていくのかが課題である。児童、障害、高齢、介護で分断するのではなく包括的な支援の実現を望んでいる。

#### (サービス提供体制の充実、事務の効率化)

- 保護者の就労を支える仕組み(働きたい人が働き続けられる制度の拡充)があると良い。
- 日中一時の事業所が少なく、利用料の見直しや補助金等の支援が必要と感じる。
- 身体障がい者の方の入浴について、生活介護での入浴と訪問・通所入浴との併用に制限があるため、利用者のニーズとマッチしていない。入浴サービスの制限を撤廃してほしい。
- ガイドヘルパー養成など、協力者の養成、障害福祉への理解、障がいのある方が、地域で受け入れられる取り組みが必要である。
- 重度訪問介護の利用範囲や福祉用具の支給に伴う手続き、入浴回数の上限などについて改善してほしい。
- 就労継続支援において、工賃が高い仕事を紹介してほしい。チャレンジ雇用の門戸を 広げてほしい。
- 生活困窮者、低所得者に対しての施策等が必要である。
- 障がい者(児)に対して、補装具や日常生活用具のレンタルサービスをしてほしい。

#### (相談支援の充実)

○ 障がい者の高齢化、親亡き後の不安など、家族支援を含めた一元的な相談支援体制が 必要である。

#### 第3章 現状と課題

#### 3-1 これまでの取組状況(計画の振り返り)

- (1) 「多摩市障がい者基本計画」(平成30年度~令和5年度)
- 毎年度、多摩市地域自立支援協議会(学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成) に報告し、施策の検討・見直しを行いながら、取組を推進しました。
- 6つの施策について、主な取組状況は次のとおりです。

#### 施策1 相談支援の充実

- 令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできる まちづくり条例」を施行し、相談窓口(障害福祉課)の設置・周知、事案の解決に向け た調整、多摩市差別解消支援地域協議会での事案検討・振り返り等を行いました。
- 「ひきこもり」など生きづらさを抱える方や、子どもや若者が家族のケアを担う「ヤングケアラー」など様々な課題を抱える方に対し、市民や関係団体への周知、講演会の開催、相談窓口の周知等を通じ、支援の充実に取組みました。
- 障害福祉サービス等の提供を更に円滑化するため、特定相談支援事業者等の拡充に向けた取組を進め、市内において新たに関係事業所が設立されました。引き続き、相談支援専門員の質向上・人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

## 施策2 保健・医療機関との連携強化

- 〇 令和4年11月に保健・医療・福祉関係者による「精神障がい者にも対応した多摩市版 地域包括ケアシステム協議会」を設置し、精神障がい者及びその家族等に対して必要な 支援策についての検討を進めました。
- 複合化・複雑化した困りごとを抱え、従来の分野別・対象者別の相談支援体制では対応が困難な方に対し、早期に有効・適切な支援が行えるよう、複数の機関が横断的に連携して支える包括的な相談支援体制の構築を行うため、令和4年12月に「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会」を設置しました。

# 施策3 障がい児支援体制の整備

- 令和元年5月に「医療的ケア児(者)連携推進協議会」を設置し、令和3年度から医療的ケア児の自宅に看護師等を派遣する在宅レスパイト事業を開始するなど、医療的ケア児の支援体制の構築に向けた取組を進めました。
- 令和2年9月に、発達支援室と教育センターの初回相談窓口を統合し、発達や情緒・ 心理的な問題、幼稚園・保育所・学校に関することなど、福祉部門と教育部門の連携に より複合的な課題に対応できる体制を整備しました。しかし、近年、発達支援に関する ニーズは増加・変化しており、更なる発達支援体制の構築が課題となっています。

## 施策4 生活への支援の充実

- 地域で自立した生活を送れるよう、本人の特性や状況に応じた障害福祉サービス等の 決定・給付や、外出が困難な方の社会参加を可能とするための移動支援事業の見直し(対 象者の拡大)等を行いました。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」の生活を地域全体で支えるため、多摩市地域自立支援協議会の下部組織である「地域生活支援専門部会」において、地域生活支援拠点等の整備に向け、「相談機能」や「緊急時受入体制機能」等について検討を進めました。

#### 施策5 日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施

- 令和元年度に、高齢・障害福祉サービスを行う活動場所の確保を目的として、西永山 複合施設の跡地に福祉施設を開設しました。また、国・東京都の補助制度の活用や市の 独自補助による支援等を通じ、特別支援学校卒業生の日中活動の場や「親亡き後」の生 活の場など事業者が施設整備しやすい環境を整えました。
- 障がい者就労支援センター「なちゅーる」において、本人の希望や能力に合わせた就 労先とのマッチング支援を行うとともに、新型コロナウイルスの影響によって変化した 就業環境・社会情勢を踏まえた職場定着や生活支援等を一体的に行うことで、就労支援 の充実に取り組みました。

# 施策6 共生社会に向けたまちづくり

- 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」 に基づき、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会で差別を解消するために必要な取組 を検討の上、障がい当事者の意見を反映した「心つなぐ・はんどぶっく」の作成等の取 組を実施しました。
- 〇 コロナ禍や、原油価格・物価が高騰する中でも、障害福祉サービス事業所等が安定的にサービス提供できるよう、「障害福祉サービス事業所等感染拡大防止対策給付金」「障害福祉サービス等事業新型コロナウイルス検査経費補助金」「障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金」等を実施しました。
- 多摩市地域自立支援協議会や医療的ケア児(者)連携推進協議会において防災対策に 関する協議を進め、人工呼吸器使用者の個別支援計画の策定等の取組を進めました。今 後、障がい当事者の意見を踏まえ、更なる支援体制の構築を進める必要があります。

#### (2) 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画

- 計画で掲げた目標や見込み量の達成状況については、新型コロナウイルスの影響による数値の変動やイベント・会議の中止など、スケジュール延期による影響を受けているものが多く、個別に分析する必要があります。
- ※ 個々の達成状況については、第5章「国の基本指針に基づく成果目標」、「障害福祉サービス等の成果目標・見込量」をご覧ください。

## 3-2 現状と課題(まとめ)

〇 「第2章 障がい者(児)を取り巻く状況」の「法制度の動向」「多摩市の状況」「福祉に関するアンケート調査の結果」「計画策定に係る事業所アンケート調査の結果」から見える、主な現状と課題は次のとおりです。

#### (1) 障がい者(児)数の増加、支援ニーズの多様化

- 本市の人口は横ばい・減少傾向で推移する一方で、障がい者(児)数は増加傾向にあります。また、本人・家族の高齢化が進み、いわゆる 8050 問題から 9060 問題へ移行する中で、障害の重度化、「親亡き後」の生活への支援体制の構築などが課題です。
- 医療技術の進歩、障害の認知の社会的広がり、女性の就労率の上昇・共働き世帯の増加などライフスタイルの変化に伴い、ニーズの多様化が進み、医療的ケア児(者)・発達支援が必要な子どもへの支援の充実などが課題となっています。
- 今後、関係機関と連携の上、障がい当事者やその家族が抱えている課題やニーズを把握し、早期に適切な支援につなぐなど課題解決に向けた支援体制づくりを進める必要があります。

#### (2) 障害福祉サービスを支える人材の確保・定着

- 「計画策定に係る事業所アンケート」では、多くの事業所において職員の高齢化等に 伴い人材不足が生じるとともに、ニーズに即した事業所が不足しているなどの意見が寄 せられています。
- 障がい者の高齢化・重度化が進む中でも、将来にわたって安定的にサービス提供し、 様々な障害福祉に関する事業を実施するため、人材確保・定着に向けた取組の検討を進 める必要があります。

#### (3) 障害理解・差別解消の取組の推進

- 「福祉に関するアンケート」では、日常生活で差別等を感じる方が約2割を占めるなど、未だに多くの方が差別・偏見等を感じている状況があります。本アンケートの回答者以外の潜在的な意見にも留意しながら、更なる障害理解・差別解消に向けた取組を進める必要があります。
- その際、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」で目指す共生社会の実現に向け、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「バリアフリー化の推進」「アクセシビリティの向上」「心のバリアフリーの理解促進」などの施策や、「誰一人取り残さない」というSDGs推進の取組と軌を一にして進める必要があります。

#### (4) わかりやすい情報提供・情報発信、アクセシビリティの向上

- 「福祉に関するアンケート」では、福祉関連の情報の入手について、約4割の方が「どこに情報があるかわからない」、約3割の方が「わかりやすい情報提供が少ない(わかりやすく表現されたものがない、ふりがなを振っていないなど)」と回答しています。
- 「障害者情報アクセシビリティー・コミュニケーション施策推進法」(令和4年5月施行)に基づき、必要な情報を確実に、正しく伝え、必要なサービスや支援、社会参加につなげられるよう、わかりやすい情報提供、発信をしていく必要があります。

#### (5) 相談支援の充実

- 「福祉に関するアンケート」では、3割超の方が、家族や親戚以外の相談先(子育て や自身の悩み等)が「ない」「ほとんどない」と回答しています。新型コロナウイルス 感染症の影響により、地域の交流・見守りの場や相談機会が減少、孤独・孤立の問題が 顕在化・深刻化し、障がいのある方やその家族に対する支援の必要性が増しています。
- 障害者総合支援法の改正による、地域の相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援 センター」の設置の努力義務化(令和6年度~)を踏まえ、身近で気軽に相談できる場 の充実が必要となっています。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策の推進

- 「福祉に関するアンケート」では、3割超の方が「地震や災害時の避難や支援体制の強化」が必要と回答しています。事業者や支援者からも「計画策定に係る事業所アンケート」や地域自立支援協議会等を通じ、要配慮者への情報伝達や災害時の避難など多くの意見をいただいています。
- こうした意見等を踏まえ、災害時にも必要な支援が受けられるよう、災害時の避難や 支援体制を検討していく必要があります。

# [コラム②] 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例について

本市では、障害理解を広げたり、差別をなくすために様々な取組を行ってきました。 しかし、未だに多くの方が差別・偏見等を感じている状況があります。

そこで、さらに取組を進めていくため、令和2年7月に 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすこと のできるまちづくり条例」ができました。



## 条例の4つのポイント

## 1 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、障がいのない人に はつけない条件や制限をつけること (不当な差別的取扱い) は差別です。すべての人は差 別をしてはいけません。



本人を無視して 付き添いの人に話し かけられることがあ ります。私と直接話し てほしいです。



盲導犬と一緒では、お店に入れないと言われました。

## 2 合理的配慮の提供

まちの中には、段差や障がい者を想定していない設備や条件など様々なバリア(障壁)があります。バリアを取り除くために「こうしてほしい」と障がい者から伝えられたら、よく話し合って、負担が重すぎない範囲で必要な配慮をしましょう(合理的配慮の提供)。 市や事業者は、合理的配慮を提供する義務があります。



バス停で困っていた ら、通りがかりの人が ヘルプマークを見て 「お手伝いしましょ うか?」と声をかけて くれました。



お店の人が、段差をな くすスロープを設置 してくれたので、車い すでも通れるように なりました。

## 3 障害理解・差別解消を広げること

差別をなくすために、障がいのある人、お店や会社、 市役所の人たちみんなで話し合う会議(多摩市差別解消支援 地域協議会)を開いています。



みんなで力を合わせて、条例で目指している「障がいのある人もない人も安心して暮らせるまち」をつくっていきましょう。



## 4 相談窓口の設置

条例ができたことで、市役所にも相談窓口ができました。差別を受けた、嫌なことがあった、差別を見た、どうすればよいかわからなかったなど困ったときは、ぜひお気軽にご相談ください。

市役所は、相談をうけたら、すぐに調べたり確認をします。

アドバイスをしたり、もっと詳しく相談にのってくれる窓口を 教えたりして、解決できるようにします。

## 問合せ先

わからないことや、気になることなど なんでもご相談ください!

## 多摩市役所障害福祉課(本庁舎1階)

場所:多摩市関戸6-12-1

電話:042-338-6847

ファクシミリ:042-371-1200

メールアドレス: tm214100@city.tama.tokyo.jp



## 第4章 基本理念・基本方針・施策の展開

## 4-1 基本理念

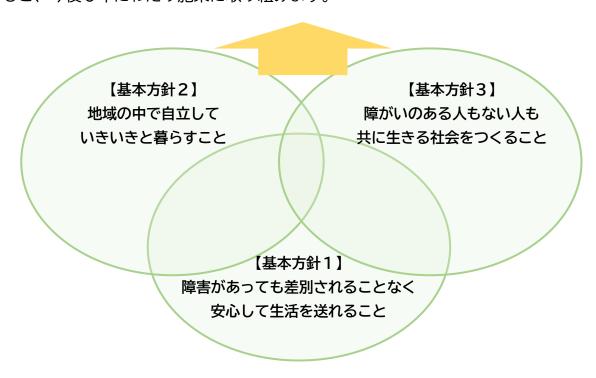
## 【基本理念】

障害により分け隔てられることなく、障がい者の人権が尊重され、 誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくり

本計画では、障害者権利条約に基づき、障害は障がい者の個人の責任ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に立ち、障がい者が暮らしやすいまちを目指します。

そのためには、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」等に基づき、障がい者が障害によって差別されることなく、個人の尊厳が尊重され、地域社会で生活する平等な権利をもち、障がいのある人もない人もともに支えあうまちづくりを進めることが大切です。このことは、本市が目指す、誰もが自分らしく毎日いきいきと暮らすことができる「健幸都市」の実現にもつながります。

先の計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、第六次多摩市総合計画に基づいて事業を推進し、健幸都市を実現するため、「安心」「いきいき」「共生社会」をキーワードに、多摩市の障害福祉の更なる向上を目指します。この基本理念の実現に向け、3つの基本方針のもと、今後6年にわたり施策に取り組みます。



## 4-2 基本方針

## 【基本方針1】

## 障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること

障害や難病の程度や症状は個人によって異なり、また年齢などによる生活を取り巻く環境の段階(ライフステージ)によっても必要な支援が変わってきます。

障害があることによる本人及び家庭の不安・困りごと等を少しでも減らし安心して生活を送れるように、個々に応じた適切な支援を行い、個人の権利の擁護・尊重や、差別の解消、虐待の防止に取り組みます。障害施策を進めていく上で土台となる、障がい者・児の地域生活への移行を推進し、本人が希望する地域で安心して生活を送るための支援を目指します。

## 【基本方針2】

## 地域の中で自立していきいきと暮らすこと

適切な医療を受けたり、日中活動や就労などに社会参加をしたりすることで、健康で幸 せな状態を維持することができます。

障害や疾病があっても自分らしくいきいき暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育、健康づくり、文化、スポーツ等の分野における関係機関との連携を強化し、活動の場や雇用・就労支援の充実に取り組みます。

住み慣れた地域で自立した生活を送り、自分らしく毎日いきいきと笑顔で健幸に暮らせるまちを目指します。

## 【基本方針3】

## 障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること

市が中心となって、市民や企業等が障害や障がい者・児に対する理解を深める取り組みを行い、障害を理由とした差別を解消していきます。

障がい者・児が暮らしやすいまちづくりのために、まちや情報、心のバリアフリー化を 推進します。また、公的な制度だけによらないサービスや支え合いを組み合わせながら、 持続可能な障害福祉を推進します。

障がいのある人もない人も、ともに育ち、学び、働き、暮らす共生社会(インクルーシ ブ社会)を目指します。

## 4-3 計画の体系

<del>4</del> 3	日間の分件						
基本理念	基本方針	施策	施策の方向性				
障	3 2 1		(1)相談窓口の充実				
障害により分け隔てられることなく、	障 地 障 が 域 害		(2)特定相談支援事業者の拡充とその支援				
よりへ	いのが	1 相談支援	(3) 関係機関の連携、情報共有による総合的支援				
がけいに	い かって	の充実	(4) 障がい者・児支援を行う人材の確保・育成				
でら	る人 芸 差 差		(5)権利擁護の推進				
れる	な て 別い さ		(6) 虐待の防止の推進				
こと	人もれる		(1) 障害の早期発見、早期支援				
なく、	共 さ と と か	2 保健・医療機関	(2)保健・医療機関等との連携強化				
障 が	障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること地域の中で自立していきいきと暮らすこと障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること	との連携強化	(3) 公費医療費助成制度の周知				
障がい者の人権が尊重され、	社会と心		(1)発達障がい児に対する支援の充実				
の人	を つ 生	3 障が、児支援 体制の整備	(2)活動の場の充実				
性 が 酋	へ る る :		(3) 医療的ケア児(者) に対する支援体制の構築				
重さ	とれる		(4)教育と福祉の連携の強化				
	خ		(5) 保護者・家族への支援の実施				
誰もだ			(1)地域生活への支援の充実				
文え		4 生活への	(2)住宅に関する支援の充実				
あい		支援の充実	(3)高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築				
なが			(4) 社会の変化にあった障害支援の実施				
ら安い			(1)多様な活動の場の確保				
誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくり		5 日中活動などの	(2)障がい者・児の日中活動支援を行う社会資源への支援の 実施				
いき		社会参加の促進や就労支援の実施	(3) 就労支援の充実				
いわと			(4) 障がい者雇用の促進、工賃向上に向けた取り組み				
暮ら			(1)差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進				
せる			(2) わかりやすい情報の提供の推進				
65ブ		6 共生社会(インクル	(3) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進				
くり		一シブ社会)に向け	(4) 防災対策の推進				
		たまちづくり	(5) 防犯対策の推進				
			(6) インフォーマル活動への支援、連携の強化				

## 4-4 施策の展開

## 〔施策1〕 相談支援の充実

障がい者・児が、地域において安心して自立した生活を送れるよう、身近に相談できる窓口や個人に応じた適切なサービスの提供に重要な役割を持つ相談体制の充実を図り、権利擁護や虐待の防止に取り組みます。ライフステージに応じたサービス利用に向けて、関係機関と連携した総合的な支援を推進します。

## (1)相談窓口の充実

身近な場所で気軽に相談できる場の充実を図るため、市の相談窓口のほか、市が法人等に運営委託している相談窓口「あんど」及び「の一ま」(地域活動支援センター)において、福祉サービスの利用援助や医療・福祉及び地域の関係機関との連携調整等に係る相談を受け、必要な社会資源やサービスにつなげます。また、身近な相談機関である、民生委員・児童委員や身体・知的障がい者相談員との連携を深め、適切な情報提供や円滑な支援を行います。

障がい者差別に関する相談については、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への 差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、引き続き、障 害福祉課が相談窓口となり、一人ひとりの状況に応じた対応を行います。

また、「ひきこもり」など生きづらさを抱えている方や、子どもや若者が家族のケアを担っている「ヤングケアラー」など支援を必要としながら、支援が行き届かない人の発見に努め、必要な支援につなげます。

各種相談窓口の案内を、たま広報や多摩市公式ホームページ、「福祉のしおり」などで広 く周知し、一層の充実を図ります。

障害者総合支援法の改正による、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置の努力義務化(令和6年度~)を踏まえ、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置に向け検討します。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、児童青少年課、福祉総務課、生活福祉課、健康推進課、高齢支援課】

#### (2)特定相談支援事業者の拡充とその支援

平成27(2015)年度から全ての障害福祉サービス等の支給決定に際してサービス等利用計画案の作成が求められています。自ら作成するセルフプランについては、引き続き市が助言を行うとともに、更なる特定相談支援事業者の拡充を目指し、相談支援専門員の人材確保や事業運営支援に向けた取組を検討していくとともに、報酬制度の見直し等について国や都を含めた各方面に働きかけを行います。

また、特定相談支援事業者の支援、相談支援専門員の質の向上のためケース検討や研修などを引き続き定期的に実施します。一方、新たに主任相談支援専門員による相談支援事業者の指導・育成の仕組みを検討します。

【担当課:障害福祉課】

## (3) 関係機関の連携、情報共有による総合的支援

複合的な課題を抱えている障がい者・児や世帯全体として家族への支援が必要な複雑なケースが増加しているため、子育て、高齢支援、生活保護、障害年金等の関係各課や保健・ 医療・事業所等の関係機関と連携を密に行います。

なお、障害施策のみならず、他制度の活用も含め、障がい者・児が地域で生活するにあたっての必要なサービスの提供に努め、本人や家族等の支援者への支援に際し、個別ケース会議や関係機関との連携による情報共有を図り、ライフステージに応じた支援を行っていきます。

また、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者、難病などにより障害者手帳を取得していない人に対し、障害福祉サービス等において適切な支援が行えるよう、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。これらの取り組みは「多摩市版地域包括ケアシステム」の考え方に基づき、横断的相談・支援体制をつくることにより行うものです。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、福祉総務課、子育て支援課、子ども家庭 支援センター、児童青少年課、生活福祉課、健康推進課、高齢支援課、介護保険課、健幸 まちづくり推進室、TAMA女性センター】

#### (4) 障がい者・児支援を行う人材の確保・育成

障がい者・児支援を行う事業所に向けて各種研修の開催情報を提供するほか、事業所等 連絡会においてケースの検討や研修を通じ障害に応じた支援や対応が適切に行えるよう、 支援の向上を図ります。

障害分野での人材不足については、地域自立支援協議会、事業所等連絡会などを通じて対策を検討し、関係機関と解消に向けて重点的に取り組んでいきます。居宅介護等の支給決定を受けている者に係る介護者確保及び将来的な人材養成を目的として、市独自で取り組んでいる「自立生活サポーター支援制度」について、サポーター活動促進に向けた周知を図ることで、将来的な人材確保に繋げていきます。また、「手話通訳者」について研修や情報共有を通して人材の育成を図ります。外出を支援する「ガイドヘルパー(移動支援従事者、同行援護・行動援護従事者等)」について、恒常的な人材不足と担い手の高齢化が進んでいる状況があることから、人材確保・育成に向けて検討を進めます。

【担当課:障害福祉課】

## (5)権利擁護の推進

障がいにより判断能力が十分でない人や判断能力に不安が出てきた人に対して、地域連携の要としての中核機関である権利擁護センターを運営する多摩市社会福祉協議会と協力しながら、相談事業や日常的な金銭管理、福祉サービスの利用を支援する「福祉サービス利用援助事業」、また判断能力に応じて「成年後見制度」を適宜活用し、財産管理や安心な日常生活を支援します。福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度については、生活に支障が出る前から知っておくことが安心につながるため、これらの支援を必要とする人だけでなく、親族等に対する啓発を行います。

【担当課:障害福祉課、福祉総務課】

## (6) 虐待の防止の推進

居宅、施設等における暴力やいやがらせなどの虐待の未然防止、早期発見、早期対応については、障害者虐待防止法や児童虐待防止法に基づき、障害福祉課等を中心として迅速かつ適切に対応します。

なお、未然防止の観点から障がい者・児の権利を擁護し、差別解消・障害理解に向けた取り組みを多摩市障がい者差別解消支援地域協議会及び多摩市地域自立支援協議会の権利擁護専門部会などで広く進めていきます。また、虐待を受けたと思われる障がい者・児を発見した人は速やかに市に通報もしくは通告しなければいけないことや、通報者が通報等により不利益を受けないことを周知し、事業所等連絡会や庁内の関連部署との情報共有により、早期発見・対応に向けて取り組みます。

【担当課:障害福祉課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康推進課、高齢支援課、介護保険課】

## 〔施策2〕 保健・医療機関との連携強化

保健・医療機関との連携を強化し、障害や難病(先天的・後天的なものを含む)の早期発見や早期支援に取り組みます。また、公費医療費助成制度の周知や、保健・医療機関等との連携を強化し、保健・医療のサービスが必要な障がい者に対し、継続して適切な支援を行います。

## (1)障害の早期発見、早期支援

母子保健事業を始めとし、障がい者・児に対して早期に支援を行います。また、疾病や 障害に応じて、必要な保健・医療サービスが受けられるように、市民に対して適切な情報 提供を行います。

後天性の事故後遺症等による障害や難病について、相談機関や医療機関との連携を図り、 早期発見や早期受診の支援を行います。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、健康推進課】

## (2)保健・医療機関等との連携強化

障がい当事者、ヤングケアラーを含む家族に対して、疾病や障害、困りごと、ライフステージに応じて適切な支援をできるよう、保健・医療・子育て・教育などの必要な関係機関との連携を行います。

精神障害を含めた障がい者・児の病院・施設などから地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、令和4年度から設置した、保健・医療・福祉関係者による協議の場「多摩市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築協議会」で必要な取組を検討します。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、子ども家庭支援センター、 健康推進課、教育センター】

#### (3) 公費医療費助成制度の周知

様々な疾病にり患された人に対し、小児慢性疾患、難病医療・精神通院医療費等の助成制度を周知し、利用の促進に努めます。経済的負担の軽減と治療の継続を図り、維持しうる心身機能について適切なケアや支援を受けながら維持・向上させます。

【担当課:障害福祉課】

## 〔施策3〕 障がい児支援体制の整備

乳幼児期から就学・義務教育終了後、将来にわたる自らの暮らしや就労までの切れ目のない支援を提供できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関、、就労支援事業者、障がい当事者等と連携し、障がい児支援の体制をつくります。発達障害に関する相談・支援や、放課後の居場所の充実に取り組むとともに、医療的ケアの必要な障がい児への支援についても検討を行います。

## (1)発達障がい児に対する支援の充実

近年、発達支援へのニーズが増加傾向にあり、サービスや医療等が不足しているという 課題が生じています。誰ひとり支援から取り残されず、地域の中で自分らしく成長できる よう、発達支援室や市内の児童発達支援センターを中心として、地域全体で子どもたちの 健やかな成長を後押しできる発達支援体制の構築に向けて検討を進めていきます。

また、発達障がいやその心配のある児童及びその家族の早期発見及び早期支援をより推進していくことが重要です。巡回相談事業等の充実により、早期支援の体制整備を進めていきます。

市が児童発達支援事業を運営委託している多摩市ひまわり教室においても、共働き世帯の増加等に伴って併用通園(多摩市ひまわり教室と併せて幼稚園又は保育園に通園すること)等の療育体制へのニーズの変化も生じていることから、対象者のニーズに対応していけるよう体制の整備を進めていきます。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室】

#### (2)活動の場の充実

就学前の障がい児について、保育所等において研修などにより職員の要支援児に対する理解を深め、要支援児の受け入れを行っています。また就学後の障がい児は、児童福祉法に基づく放課後活動のニーズが高いため、生活能力向上のための支援等(療育)を障害福祉サービスとして提供するとともに、学童クラブ(運営は多摩市学童クラブ条例による)においても受け入れを行います。

特に事業所の新規参入が多い放課後等デイサービスでは、国が示す放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業所等連絡会での情報共有や発達支援室における巡回相談の 充実を行い、支援の質の確保及び向上を図ります。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、児童青少年課】

## (3) 医療的ケア児(者) に対する支援体制の構築

本市では、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な医療的ケア児(者)が住み 慣れた地域で安心して暮らせるよう、令和元年度に保健・医療・障害福祉・保育・教育等 の関係機関の連携を図るための協議の場「多摩市医療的ケア児(者)連携推進協議会」を 設置しました。今後、協議の場において、医療的ケア児(者)に対して関連分野の支援を 調整するコーディネーターの養成・配置について検討を行います。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、健康推進課】

#### (4)教育と福祉の連携の強化

就学期間については、インクルーシブ教育の考え方に基づき、障がいのある児童と障がいのない児童が同じ場で共に学び暮らすことを追求し、心のバリアフリーを進めるとともに、児童・生徒の自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援教室及び通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校といった多様で柔軟な仕組みの整備に努めます。

特別支援教育では、多摩市特別支援教育推進計画を令和8年度に改定し更なる特別支援 教育の充実、教育と福祉の密接な連携体制の構築を進めていきます。さらに、スクールソ ーシャルワーカーの活用を推進し、教育と福祉の連携強化を図ります。

さらに、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会等を活用し、引き続き子育て部門や 教育委員会と切れ目のない連携強化を図ります。学校卒業後に自立した地域生活が送れる よう、在学中から卒業後の暮らしや就労などの支援を行っていきます。

また、本市では、「バリアフリー法」等に基づき、学校施設のバリアフリー化(車いす使用者用トイレ、スロープ等の整備)を進めています。今後、誰もが個々の状況に配慮した教育を受けられるよう、大規模改修工事等の機会を捉え、更なるバリアフリー化を進めます。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子ども家庭支援センター、教育振興課、 教育指導課、教育センター】

## (5) 保護者・家族への支援の実施

家族に対する相談支援や、本人や保護者の事情により一時的に介護が困難となった障が い児を保護する一時保護等のサービスにより、保護者や家族への支援を通して、障がい児 の健やかな成長を支えます。また、発達障がいやその心配のある児童を持つ保護者同士が 交流できる場の提供や、子どもへのかかわり方に関するプログラムを提供していきます。

さらに、市立小・中学校の特別支援学級等の児童・生徒の保護者や、複数の障がい児のいる家庭に対して経済的負担を減らすための補助制度、軽減制度の実施を継続し、周知を行います。

【担当課:障害福祉課、障害福祉課発達支援室、学校支援課】

## 〔施策4〕 生活への支援の充実

障がい者・児の地域生活への移行を推進し、本人が希望する地域で自立した生活を送れるよう、個人の日常生活を支える生活支援の充実を図ります。本人・家族の高齢化や親亡 き後を見据えた取り組みを推進し、社会の変化にあった支援を行います。

## (1) 地域生活への支援の充実

地域活動支援センター、特定相談支援事業所において、障がい者・児に対するサービスのマネジメントを行うとともに、障害者総合支援法に基づくサービスの実施や経済的負担を減らすための各種助成・給付事業や減免・割引制度の実施、周知を行います。

対象となる障がい者・児に対し、日常生活を容易にするための各種日常生活用具の給付または貸与や、就労その他日常生活を容易にするための補装具の交付及び修理を行います。

外出が困難な人の積極的な社会参加を可能とするため、同行援護や移動支援、ハンディキャブ運行による外出支援を行うほか、電車・バス等の交通機関の利用が困難な障がい者・ 児に対する交通費助成などの各種助成・割引制度を周知します。

また、精神障がいのある方の地域生活を支援するため、休息の場や地域移行に向けた外 泊訓練の場を確保する、精神障がい者グループホーム活用型ショートステイ事業を実施し ます。

【担当課:障害福祉課、文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課、資源循環推進課、下 水道課】

#### (2)住宅に関する支援の充実

住まいにお困りの障がい者等の賃貸住宅等への円滑な入居を促進するため、多摩市居住支援協議会セミナー等で家主や不動産事業者への居住支援に関する意識啓発に努め、「多摩市お部屋探しサポート協力店」制度への登録を促します。また、無料で住みかえ相談を実施する「多摩市居住支援相談窓口」の運営とともに、併設する「しごと・くらしサポートステーション」で生活に関する支援を行い、住まいについての支援の充実を図ります。

ニーズが高いグループホームの充実に向けた整備については計画的に市街地開発された 市特有の土地の確保の課題がありますが、公共財産やニュータウン再生により発生する創 出用地の活用等の情報提供や、国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を 行うことで事業所が整備しやすい環境を整えます。

また、居宅生活をするための住宅設備の改善に関する支援についても引き続き実施していきます。【担当課: 障害福祉課、福祉総務課、都市計画課】

## (3) 高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築

障害福祉サービスを利用している障がい者が 65 歳 (特定疾病は 40 歳以上) に到達する

前から、対象者や、高齢支援課、介護保険課、地域包括支援センターなどの関係機関と連携をとり、従来利用してきたサービスの種類や個々の障害特性等を踏まえた支援策の検討・調整を行うことで、介護保険サービスの利用又は障害福祉サービスの継続利用(介護保険サービスとの併用を含む。)等に向けた対応が円滑に図られるよう、必要な取組を行います(※)。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」の生活を地域全体で支えるため、引き続き、地域自立支援協議会の下部組織である「地域生活支援専門部会」において、地域生活支援拠点等の整備に向けた議論を行い、体制づくりに向けた具体的な運用に関する検討を進めていきます。

【担当課:障害福祉課、高齢支援課、介護保険課】

## (4) 社会の変化にあった障害支援の実施

障がい者・児を取り巻く環境の変化や法改正にあわせ、ニーズを適切に把握し、各種制度の見直しを含め、事業所の協力を得ながら、必要とされるサービス・支援を実施するとともに、地域のサービス提供体制を踏まえ、不足する社会資源の充足に向けた対応について、その取組を検討していきます。

安定したサービス提供体制確保のため、感染症や物価高騰等の社会情勢変化に即した対応が必要となる際には、適時、具体的な支援策に取り組んでいきます。

またサービス・支援の周知にあたっては、障害に関する福祉制度を活用するための手続き方法等をまとめた「福祉のしおり」を毎年更新し配布します。

【担当課:障害福祉課】

(※) 障害者総合支援法の規定により、介護保険の被保険者である障がい者が障害福祉サービスの利用に係る支給申請を行う際、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることができる場合、基本的には介護保険サービスに係る給付又は事業を優先して利用することとなります。

介護保険サービスには相当するものがない同行援護・行動援護・自立訓練(生活訓練)、就労継続支援等のサービスや、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられないと認められる場合については、障害福祉サービスを利用することが可能です。例えば、居宅介護や重度訪問介護を利用する障がい者について、個々の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認めることや、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間(例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど)が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める等、必要な支援提供の調整にあたって、適切な対応を図っていきます。

## 〔施策5〕 日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施

障害の特性により、個々の状況に応じて日中活動などの社会参加ができるよう、多様な活動の場の確保・充実に取り組みます。また、就労支援や工賃向上に向けた取り組みを通して、いきいきと働き続けるための支援を行います。

## (1) 多様な活動の場の確保

企業や障害福祉サービス事業所から、市内に事業所を展開したい旨の相談があった際に、 多摩市の現状等を説明し、状況に応じて事業所の展開を依頼します。

庁内の関係機関と連携しながら、障がい者・児の健康づくりや芸術活動、生涯学習支援などの社会参加を促進する障がい者理解促進事業をはじめとした事業を実施します。

【担当課:障害福祉課、文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課、公民館】

## (2) 障がい者・児の日中活動支援を行う社会資源への支援の実施

東京都の障害者日中活動系サービス推進事業などを活用し、指定障害福祉サービス事業等の運営に要する費用の一部を引き続き補助することにより、事業所等の安定した運営を支援します。

また、施設の老朽化による建替えなどの対策として公共財産やニュータウン再生により発生する創出用地の活用等の情報提供を行います。併せて国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を行うことで事業所が施設整備しやすい環境を整えます。

【担当課:障害福祉課】

#### (3) 就労支援の充実

就労支援センター(市委託事業)が行っている就労準備から就労後までの本人・家族等の相談支援や、就労先の担当者との生活面や就業状況の確認・連絡等によって、安定して働き続けられるよう障がい者のサポートを行います。

また、障がい者雇用・就労をさらに推進するための一つの施策として、市役所での業務経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図ることを目的に、引き続き障がい者チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を実施するとともに、同オフィス職員本人の希望によって自身のキャリア選択が拡がるような雇用策の枠組を検討していきます。

重度障がい者の就労を促進するため、就労ニーズの把握や課題の整理を行いながら、必要な支援体制の整備に向けた検討を進めます。

ハローワークや東京しごとセンターで取り組んでいる事業の紹介や、就労に関する情報 を集約した「多摩市就労ガイドブック」の配布等を通じ、障がい者の就労を支援します。

【担当課:障害福祉課、経済観光課】

## (4)障がい者雇用の促進、工賃向上に向けた取り組み

障がい者の雇用を促進するため、企業に対して、労働局・ハローワークが行う各種助成金や障がい者雇用のための支援制度等の情報提供を行います。

市では、障害者優先調達推進法に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの優先 調達の周知・推進を行い、物品等の購入や役務の提供などを行います。工賃向上と受注拡 大のため、障がい者就労施設等によって組織された「多摩市障害福祉ネットワークたまげ んき」について、収益の場の提供や民間事業者への周知・啓発等の取組を通じ、その活動 を支援していきます。

また、就労を希望する全ての障がい者が、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」を実現するために必要な取組について、事業者や関係機関とともにその検討を進めていきます。

【担当課:障害福祉課、経済観光課】

## 〔施策6〕 共生社会(インクルーシブ社会)に向けたまちづくり

障がい者・児が暮らしやすいまちに向けて、障がい当事者、福祉関係者からの意見等を踏まえ、障害の「社会モデル」の考え方にたち、建物や道路などのハード面のバリア、情報や制度などのソフト面のバリア、差別や無関心などの心のバリアの解消に取り組みます。

また、多摩市版地域包括ケアシステム(※1)の推進を通じ、共生社会に向けたまちづくりを目指します。令和6年度からは、重層的支援体制整備事業(※2)の実施により、同システムの取組みの強化を図る予定です。

住民同士によるインフォーマルな支援の充実を図り、日常・災害時の見守り・支援の体制をつくります。

#### (1)差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進

令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、差別解消・障害理解を広げるため、障がい者差別解消支援地域協議会において必要な取組を検討します。

具体的には、障害理解、啓発の取り組みについては、障がい当事者とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の活用、市職員研修、市立小・中学校への出前授業の実施など、地域の住民や事業者、児童・生徒が障害への理解を深める機会を設け、心のバリアの解消を進めます。また、事業者による合理的配慮の提供について、本市の条例で既に義務化していますが、令和6年4月からの法的義務化(障害者差別解消法の改正)を踏まえ、提供促進に向けた取組を進めます。

手話を言語として使用する方が、手話により自立した生活を営み、社会参加し、暮らし やすい地域をつくるために、「(仮称) 多摩市手話言語条例」の制定に向けた取組を進めま す。【担当課:障害福祉課、人事課、平和・人権課、教育指導課】

### (2) わかりやすい情報の提供の推進

情報アクセシビリティの向上を図るため、声のたま広報や声の市議会だより、多摩市公式ホームページの音声読み上げによる情報提供や、障害福祉課を中心に窓口での筆談や手話通訳対応ができること、市役所の窓口において日本手話と外国語に対応した「タブレット通訳サービス」が利用できること等をより周知します。また、福祉や選挙、防災などの市からの情報発信の際は、障害特性に応じたわかりやすい情報提供に努めます。ICT を活用したコミュニケーション支援なども検討し、情報を得ることが困難であっても誰もが必要な情報を入手できる工夫を進めます。また、読書バリアフリー法に基づき、より良い読書環境を提供するため、図書館障がい者サービス事業を実施します。

一方、意思疎通支援事業を通じて、手話通訳者、要約筆記者の派遣・養成や失語症会話 パートナーの派遣を引き続き実施します。【担当課:全庁】

## (3) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

福祉的配慮の行き届いた福祉のまちづくりを推進するため、多くの人が利用する建物、 道路、公共施設、駅周辺などにおいては、多摩市福祉のまちづくり整備要綱及び東京都福 祉のまちづくり条例に基づき、障害の有無に関わらずだれもが使いやすい施設整備に向け た指導、助言を行い、まちのバリアの解消を推進します。

また、都市計画部門と連携して、誰もが安心して暮らせる環境を確保するため、まちの バリアの解消や、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

【担当課:障害福祉課、福祉総務課、都市計画課、道路交通課】

#### (4) 防災対策の推進

「災害時要援護者防災行動マニュアル」の周知を図り、障がい者・児に対する理解を深めるとともに、災害対策基本法改正に伴う避難行動要支援者の個別避難計画策定の努力義務化に対応するため、自主防災組織による策定に加えて、市も福祉事業者と協力して積極的に個別避難計画を策定していきます。

避難行動要支援者の受入場所として、民間施設と連携を図りながら、福祉避難所の拡充を検討します。また、避難所等において、車いす利用者も使えるマンホールトイレの設置などを推進します。加えて、障害特性に応じて適切・迅速に災害情報を届けることができるように、SNS 等の多様な手段を用いた情報発信体制を充実します。

さらに、日頃からの一人ひとりの災害等への備えや障がい者・児への理解などの啓発活動を推進し、地域と連携を図りながら、要配慮者に対する、防災情報の収集伝達態勢や避難支援態勢の整備を推進します。特に、医療的ケアが必要な家庭に対しては、関係機関と連携し、医薬品やバッテリー等の備蓄の必要性を啓発するとともに、平常時及び発災後における必要な支援の方法について検討します。

【担当課:障害福祉課、防災安全課、福祉医療対策部 、避難所施設対策部 】

#### (5) 防犯対策の推進

障害福祉サービス事業所や警察、民生委員等と連携し、防犯メールの活用の促進や、障害理解の促進に関する取り組みを通して、障がい者・児や市民の防犯意識の向上を図ります。併せて、近年増加しているインターネットや SNS を用いた犯罪に巻き込まれることがないよう、支援者も含めたインターネットの安全な利用に向けた啓発などを推進していきます。【担当課:障害福祉課、防災安全課】

#### (6) インフォーマル活動への支援、連携の強化

障害に対する理解促進を図り、公的サービスに加えてボランティアや隣近所による日常の見守り・支援などの体制づくりを進めます。

関係機関と協力し、障がい者・児支援の担い手の発掘・養成や、活動・交流の場の提供

## を行います。【担当課:障害福祉課、福祉総務課、公民館】

- (※1) 多摩市版地域包括ケアシステム…障害、加齢、疾病等による心身機能の低下、子育て・子育ち上の困難、生活困窮等に直面した際、適切な支援が受けられるよう、関係機関が、対象者の生活の場面を想定して連携し、切れ目のない支援を一体的に実施する仕組み。
- (※2) 重層的支援体制整備事業…社会福祉法に基づき「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する事業。

## 第5章 障害福祉サービス等の成果目標・見込み量

## 5-1 国の基本指針に基づく成果目標

## [成果目標1] 施設入所者の地域生活への移行

## 《国の基本指針》

- ① 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ② 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
- ① 施設入所者の地域生活への移行について、前回の計画では目標6人に対し、実績2人で目標を達成しない見込みです(令和4年度末時点)。

本市では、施設入所者本人や家族等の意向を踏まえつつ、地域における社会資源の整備促進に向けた取組等を通じ、施設入所者の地域生活への移行を進めていきます。国の基本指針と同じく、以下のとおり目標を設定します。

② 施設入所者数について、前回の計画では88人以下という目標に対し、実績95人で目標を達成しない見込みです(令和4年度末時点)。

本市では、施設入所者の地域生活への移行が進む一方、施設入所支援の利用ニーズも依然として高いことから、現状維持を目標とします。

## 【目標】

項目		目標(令和8年度)
① 施設入所者の地域生活移行者数	⇒	6人 (令和4年度末時点の施設入所者数95人の6%以上)
② 施設入所者数	⇒	95人以下 (令和4年度末時点の施設入所者数95人以下)

## (参考) 前回計画の達成状況【令和4年度末時点】

	項目				
Α	令和元年度末時点の施設入所者数	86 人			
В	施設入所者数(新規)	16人			
С	施設入所者の地域生活移行者数 【目標】令和5年度末:6人	2人			
D	上記以外の事由による施設退所者数	5人			
Е	令和4年度末時点の施設入所者数 【目標】令和5年度末:88人以下 (A+B-C-D)	95 人			

## 〔成果目標2〕 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 《国の基本指針》

- ① 精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とする (平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値)。
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値について、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。
- ③ 精神病床における退院率を、3ヵ月時点68.9%以上、6ヵ月時点84.5%以上、1年時点91.0%とする(平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値)。

①~③の、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病棟における早期退院率については、都道府県が目標設定することから、本市においては目標設定を行いません。

本市では、東京都が算出した、長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量 21 人を踏まえ、令和4年度から設置した、保健・医療・福祉関係者による協議の場「多摩市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築協議会」において、下表のとおり活動指標を設定の上、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を進めていきます。

また、退院後の生活基盤の整備を図るため、「5-2 各サービスの見込み量・見込み量の確保のための方策」で定める、精神障がいのある方等を対象とした障害福祉サービス(地域移行支援、共同生活援助(グループホーム)、地域定着支援、自立生活援助、自立訓練(生活訓練)の確保に取り組みます。

#### 【目標】

#### 項目

- ① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数
- ③ 精神病棟における早期退院率

目標(令和8年度)

市では数値設定しない (東京都で数値設定)

#### <活動指標>

1	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健・医療・福祉関係者 による協議の場	開催回数	2回	2回	2回
「多摩市精神障害にも 対応した地域包括ケアシ	参加者数(関係者ごと)	11人	11人	11人
ステム協議会」	目標設定・評価の実施回数	1 🗇	1 🗇	1 🗇

#### 〔成果目標3〕 地域生活支援の充実

## 3-① 地域生活支援の充実

#### 《国の基本指針》

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備える必要があります。

本市では、平成28年度から地域自立支援協議会の下部組織である「地域生活支援専門部会」において、拠点等の整備に向け、関係機関や障害福祉サービス等事業所関係者と行政との間で議論を行いながら、その検討を進めてきたところです。本部会においては、個々の障害状況にあった支援を行う地域の障害福祉サービス事業所等、重度心身障がい・発達障がい児者の療育施設、入所施設、入院もできる精神科病院などが連携して障がい児者の地域生活を支える本市の特徴をいかすため、現在のネットワークを強化する形での面的整備型による整備方針を定め、その達成に向け、個々の機関の役割分担を明確化する中で、5つの機能を強化するために必要な具体的取組の整理や仕組みづくりを行っています。

本計画では、地域全体で障がい者の生活を支える地域生活支援拠点等整備の達成を目指します。このため、国の基本指針に即し、下表のとおり活動指標を設定し、その機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討等につき、引き続き地域生活支援専門部会において取り組んでいきます。

#### 【日煙】

項目		目標(令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	$\Rightarrow$	整備

## <活動指標>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所(面的整備による)				
地域生活支援拠点等への参画事業所数	70 事業所 (約3割)	110 事業所 (約5割)	180 事業所 (約8割)		
地域生活支援拠点等整備促進のための説 明会開催	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施		
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置人数	検討				
地域生活支援拠点等整備促進のための 市施策(サービス提供の柔軟化等)の検討	検討				
地域生活支援拠点等の機能の充実に向け た支援の実績等を踏まえた検証及び検討 の実施回数	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施		

## 3-② 強度行動障がい者への支援体制の充実

#### 《国の基本指針》

令和8年度末までに、強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

今回から新たに示された目標です。強度行動障がいのある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を行うため、国の基本指針に即し、強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向け検討を進めることを目標とします。

支援ニーズの把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や、愛の手帳所持者の状況把握等により、特に支援を必要とする方を把握します。また、「福祉に関するアンケート調査」「計画策定に係る事業所アンケート調査」の結果を参考にするとともに、多摩市地域自立支援協議会、事業所等連絡会での意見交換等を通じて課題を把握します。

その上で、関係機関と連携を図りながら、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発など、支援体制の整備に向け検討を進めていきます。

 $\Rightarrow$ 

## 【目標】

項目

強度行動障がい者の支援体制の整備

目標(令和8年度)

強度行動障がい者の支援ニーズを把握、 支援体制の整備に向け検討

## 〔成果目標4〕 福祉施設から一般就労への移行等

## 4-① 就労移行事業所等を通じた一般就労への移行

.....

#### 《国の基本指針》

① 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28 倍以上とする。このうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型について、次のア~ウのとおりとする。

ア 就労移行支援事業 : 令和3年度実績の1.31 倍以上とする。

イ 就労継続支援A型事業:令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。

ウ 就労継続支援B型事業:令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

- ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。【新規】
- ① 就労移行事業所等を通じた一般就労への移行者数について、前回の計画では、目標 20 人に対し、実績 21 人で目標を達成する見込みです(令和4年度末時点)。 国の基本指針と同じく、就労移行事業所等を通じた一般就労への移行者数について、下表のとおり増やすことを目標とします。
- ② 今回から新しく示された目標ですが、本市には就労移行支援事業所がないため(令和 5年9月末時点)、目標設定しません。必要なサービス提供がなされるよう、指定権者 である東京都とも連携を図りながら、支援体制の整備を進めます。
- ③ 国の基本指針に基づく目標(①、②)に加え、多摩市障がい者就労支援センター「なちゅ~る」の利用者の一般就労への移行者数について、下表のとおり増やすことを目標とします(「東京都障害者・障害児施策推進計画」における成果目標「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」)。

項目	実績 (令和3年度)	[参考] 実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	備考
① 福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	21 人	21 人	27 人	令和3年度実績の1.28倍以上 (国の考え方と同じ)
ア 就労移行支援事業から 一般就労への移行者数	11 人	14人	15 人	令和3年度実績の1.31倍以上 (国の考え方と同じ)
イ 就労継続支援A型事業から 一般就労への移行者数	1人	0人	2人	令和3年度実績の1.29倍以上 (国の考え方と同じ)
ウ 就労継続支援B型事業から 一般就労への移行者数	3人	2人	4人	令和3年度実績の1.28倍以上 (国の考え方と同じ)
② 一般就労移行者が5割以上の 就労移行支援事業所の割合				本市には就労移行支援事業所が ないため目標設定しない。
③ 多摩市障がい者就労支援 センター「なちゅーる」利用者の 一般就労への移行者数	40 人	35 人	52 人	令和3年度実績の1.28 倍以上 (①と同じ倍率)

## 4-② 一般就労後の定着支援

## 《国の基本指針》

- ① 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末において、令和3年度末実 績の1.41 倍以上とする。
- ② 就労定着率について、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

① 就労定着支援事業の利用者数について、前回の計画では、目標 14 人に対し実績 26 人で目標を達成する見込みです(令和4年度末時点)。

国の基本指針と同じく、就労定着支援事業の利用者数について、下表のとおり増やすことを目標とします。

② 国の基本指針では、就労定着支援事業の利用終了後の就労定着率を上げる目標が示されていますが、市内には就労定着支援事業所がないため(令和5年9月末時点)、目標設定しません。必要なサービス提供がなされるよう、指定権者である東京都とも連携を図りながら、支援体制の整備を進めます。

	項目	実績 (令和3年度)	[参考]実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	備考
1	就労定着支援事業の 利用者数	19人	26人	27人	令和3年度末実績の 1.41倍以上
2	就労定着率が7割以上の 就労定着支援事業所の 割合				本市には就労移行支援事業所がないため目標設定しない。

## 〔成果目標5〕 障がい児支援の提供体制の整備等

## 5-① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

#### 《国の基本指針》

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1 ヵ所以上設置する。
- ② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- ① 本市には、児童発達支援センターの指定を受けている事業所が1ヵ所あります。市の発達支援室においても、発達障がい児(者)に対する総合相談、児童発達支援事業、家族支援、関係機関への巡回相談等を実施しています。今後、増加する発達支援のニーズに対し、早期に適切なサービスを提供するためには、市の機関のみならず地域の関係機関の協力も得ながら、子どもの成長に関係する全ての機関で一体的に支援を進めていくこと(重層的な地域支援)が重要です。幼少期における成長から将来の選択に至るまで子ども一人ひとりの人生に寄り添い、子どもたちがよりよい成長をできるような支援を行うために、児童発達支援センターを中心とした重層的な発達支援体制の構築を目指します。
- ② 児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援、巡回 相談等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推 進する体制の構築を目指します。

項目		目標(令和8年度)
①-1 児童発達支援センターを1ヵ所以上設置	⇒	1ヵ所指定あり (重層的な支援体制構築の検証)
①-2 児童発達支援センターを中核とした 重層的な地域支援体制の構築に向けた 会議体の設置		会議体(子どもの発達支援に関係する 機関で構成)の設置
② 障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する体制の構築	⇒	構築 (巡回相談の活用の推進)

## <活動指標>

項目	実績 (令和3年度)	[参考] 実績 (令和4年 度)	目標 (令和8年度)
発達支援室が実施する巡回相談等で 助言を行った施設数	21 ヶ所	17 ヶ所	40ヶ所 (新たに巡回対象に小学校等を 追加予定)

## 5-② 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

#### 《国の基本指針》

① 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保する。

.....

- ② 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
- ① 本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が3ヵ所、放課後等 デイサービス事業所が3ヵ所あります(令和5年9月末時点)。
- ② 本市では、令和元年度に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場「多摩市医療的ケア児(者)連携推進協議会」を設置しました。 今後、協議の場において、医療的ケア児(者)に対して関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成・配置について検討を行っていきます。

#### 【目標】

#### 項目

- ① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヵ所以上確保
- ② 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の 関係機関等が連携を図るための協議の場の 設置

## 目標(令和8年度)

児童発達支援事業所:3ヵ所 放課後等デイサービス:3か所

令和元年度に「多摩市医療的ケア児(者)連 携推進協議会」を設置済

#### <活動指標>

#### 項目

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置人数

## 目標(令和8年度)

令和8年度末までにコーディネーターを 1人以上配置

#### 〔成果目標6〕 相談支援体制の充実・強化等

#### 《国の基本指針》

- ① 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
  - ※ 基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の 相談支援体制の強化に努める。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】
- ① 本市では、これまで市が基幹的な役割を担っていくために、障害福祉課に専門職を配置し、相談支援機能の強化を図ってきました。

障害者総合支援法の改正による、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置の努力義務化(令和6年度~)を踏まえ、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置に向け検討することを目標とします。

② 障害者総合支援法の改正により、地域自立支援協議会の活性化を図るため、個別事例 の検討を通じた取組を推進することが規定されました。(令和6年度から施行)。

具体的には、地域自立支援協議会を通じた「地域づくり」にとって「個別事例から地域課題の抽出」の取組が重要であることを踏まえ、協議会委員へ守秘義務を課すとともに、 関係機関による協議会への情報提供が努力義務化されました。

また、国の基本指針では、「保健・子育て、教育等の関係機関が参画するこどもの専門部会の設置」の重要性等が明記されました。

こうした法改正への対応を図り、地域自立支援協議会の活性化を図るための実施体制 を確保することを目標とします。また、その目標達成に向け、下表のとおり活動指標を設 定します。

項目		目標(令和8年度)
① 基幹相談支援センターの設置	⇒	設置に向け検討
② 地域自立支援協議会の活性化を図るための 実施体制の確保	⇒	実施体制の確保

## <活動指標>

	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	ア 地域の相談支援 専門的な指導・助	等業所に対する訪問等による 対言件数	ー件 (専門的な指導・ 助言の実施)	ー件 (専門的な指導・ 助言の実施)	ー件 (専門的な指導・ 助言の実施)
①基幹相談支 援センターに	イ 地域の相談支援	登事業所の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
よる地域の相 談支援体制の	ウ 地域の相談機関	<b>きとの連携強化の取組の実施回数</b>	2回	2回	2回
強化	エの個別事例の支援	段内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
	オ 基幹相談支援で 専門員の配置数	0人	0人	1人	
	アー協議会におけ	・事例検討実施回数(頻度)	00	3回	3回
②地域自立支援協議会にお	る相談支援事業 所の参画	・参加事業者数(機関数)	0法人	1法人	1法人
ける個別事例 の検討を通じ た取組の推進	イ 協議会の専門	・設置数	2部会	2部会	2部会
/こ4以近0万世建	部会	・実施回数(頻度)	4回	4回	4回

## 〔成果目標7〕 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 《国の基本指針》

令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための 取組に係る体制を構築する。

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、各事業者が改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です

このため、東京都では、事業者に対して、関係法令等に基づく指導検査の適正な実施や、 事業者の提供するサービスを専門的・客観的な立場から評価する「第三者評価制度」の普 及・定着に向けた取組等が行われています。

本市では、こうした東京都の取組と連携を図りつつ、下表のとおり、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加、サービス提供実績等の共有等の取組を通じ、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを目標とします。

#### 【目標】

2.1.13.2		
項目		目標(令和8年度)
障害福祉サービス等の質の向上させるための取組 に係る体制の構築	⇒	構築

#### <活動指標>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
① 東京都が実施する障害福祉サーと (東京都障害支援区分認定調査員研 研修等)への市職員の参加人数	18 人	18人	18人	
② 障害者自立支援審査支払等	事業所、関係自治体等と 共有する体制の有無	有	有	有
システムによる審査結果の共有	実施回数	実施 (1 回)	実施 (1回)	実施 (1回)

## 5-2 各サービスの見込み量・見込み量の確保のための方策

## 【各サービスの見込量の設定方法】

- 各サービスの見込み量(必要な量の見込み)は、これまでの実績や今後の見込みに基づき推計しています。その際、特別支援学校卒業後の利用者の見込みを含めるとともに、「福祉に関するアンケート調査」「計画策定に係る事業所アンケート」の結果についても参考としています。
- サービスによっては、提供体制が十分でないことが利用の低下を招いていることも考えられることから、見込み量を超える利用者ニーズがある場合においては、必要なサービス量の確保を図っていきます。

## 【各サービスの実績・見込み量の表記について】

○ 各サービスの実績及び見込み量の表記については、本市で支給決定している利用者を 対象としています。令和5年度の実績は、本計画の策定中に数値が確定しないため、令 和5年度上半期の実績等に基づく推計値となります。

#### (1) 訪問系サービス

## ① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画				173	188	202
(人)	実績	193	179	158			
サービス量	計画				2,052	2, 230	2,396
(時間/月)	実績	2, 273	2, 137	1, 999			

- 〇 市内には 37 事業所があります (令和5年9月末時点)。利用者数・サービス量ともに 減少傾向です。
- 今後、コロナの5類感染症への移行による利用回復が想定されることから、利用者数・ サービス量ともに増加を見込みます。

## ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいにより一人で行動することが難しく、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。

		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画				35	36	37
(人)	実績	34	33	34			
サービス量	計画				15, 444	15,886	16, 326
(時間/月)	実績	14, 477	14, 967	15,003			

#### <実績・見込み>

- 〇 市内には 32 事業所があります (令和5年9月末時点)。利用者数は横ばいで推移していますが、サービス量は障害の高齢化・重度化により増加傾向にあります。
- 施設等からの地域移行を想定し、利用者数・サービス量ともに増加を見込みます。

## ③ 同行援護

視覚障がいにより移動することが難しい方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用者数	計画				45	47	50	
(人)	実績	46	49	43				
サービス量	計画				1,031	1,077	1, 146	
(時間/月)	実績	895	912	986				

- 〇 市内には7事業所があります(令和5年9月末時点)。利用者数は横ばい傾向ですが、 サービス量はコロナ前の水準(令和元年度実績:利用者数 52 人、サービス量 1,098 時間 /月)に戻りつつあります。
- 今後も、コロナの5類感染症への移行による利用回復が見込まれることや、本サービスは障害福祉サービス固有のサービスであり、介護保険サービスには相当するものがないことから、利用者数・サービス量ともに増加を見込みます。

#### 4 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、 外出支援を行います。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画				4	4	4
(人)	実績	4	3	3			
サービス量	計画				258	269	281
(時間/月)	実績	176	162	185			

## <実績・見込み>

- 市内には5事業所があります(令和5年9月末時点)。利用者数は横ばい、サービス量は増加傾向にあります。
- 利用者数は実績と同程度で見込みます。サービス量は、今後、コロナの5類感染症への移行による利用回復が想定されることや、[成果目標3-②] に記載のとおり、強度行動障がい者への支援体制の整備に向け検討を進めることも踏まえ、増加を見込みます。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

715277027127	TRADEL ROSE REPORT AND							
		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画(計画値)			
		令和3年度	命和3年度 令和4年度 令和5年度			令和7年度	令和8年度	
利用者数	計画					1	1	
(人)	実績	0	0	0				
サービス量	計画				_	_	_	
(単位/月)	実績	0	0	0				

- サービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、市内には事業所がなく (令和5年9月末時点)、これまで利用実績はありません。
- 利用希望がある場合には、近隣市の事業所の利用や、本人の障害程度を勘案し、適切 なサービスを組み合わせて提供していきます。

## (2) 日中活動系サービス

## ① 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	258	261	263	278	283	287
(人)	実績	270	274	271			
サービス量	計画	5, 154	5, 214	5, 254	5, 499	5,600	5, 677
(日/月)	実績	5, 182	5, 203	5, 358			

## <実績・見込み>

- 〇 市内には 12 事業所があります(令和5年9月末時点)。特別支援学校卒業生等の新規 利用や地域移行者の利用により、利用者数・サービス量ともに計画を上回って推移して います。
- 今後、特別支援学校卒業生等の新規利用や地域移行者の利用が想定されることから、 利用者数・サービス量ともに増加を見込みます。

## ② 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

#### (機能訓練)

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用者数	計画	3	3	3	2	2	2	
(人)	実績	2	2	0				
サービス量	計画	24	24	24	21	21	21	
(日/月)	実績	6	21	0				

- 〇 機能訓練は、より専門的な訓練が求められ、市内には事業所がなく(令和5年9月末時点)、都内・近郊でも少ないことから、令和4年度までの利用者数は2人、令和5年度は令和5年9月末時点で0人でした。
- 利用者数、サービス量ともに令和4年度実績と同程度で見込みます。

## (生活訓練)

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用者数	計画	12	12	12	22	24	26	
(人)	実績	19	19	20				
サービス量	計画	130	130	130	238	259	281	
(日/月)	実績	139	147	216				

## <実績・見込み>

- 市内には事業所がありませんが(令和5年9月末時点)、精神科病院等からの地域移行者のニーズがあり、計画を上回りました。
- 今後も、コロナの5類感染症への移行による利用回復が見込まれることや、本サービスは障害福祉サービス固有のサービスであり、介護保険サービスには相当するものがないことから、利用量・サービス量ともに増加を見込みます。

## ③ 就労選択支援

就労移行支援、就労継続支援の利用や一般就労する前に、本人が事業者と共同して就労 アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートします。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度 令和4年度 令和5年			令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画				1	8	20
(人)	実績						
サービス量	計画				-	66	176
(日/月)	実績						

## <見込み>

○ 令和7年10月から新設予定のサービスであり、既存のサービスである「就労移行支援」 の就労アセスメント評価の利用実績をもとに、見込み量を設定します。

#### ④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識、能力向上のために必要な支援を行います。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	65	69	73	88	91	94
(人)	実績	79	85	57			
サービス量	計画	699	742	785	774	801	827
(日/月)	実績	684	649	578			

#### <実績・見込み>

- 市内には事業所がありませんが(令和5年9月末時点)、就労アセスメント評価、一 般企業等への就労希望者による利用があります。利用者数・サービス量は年度によって 増減があります。
- 〇 今後、これまでの利用実績や、障害者総合支援法改正により就労支援の強化が図られることも踏まえ(令和6年4月等に施行)、利用者数・サービス量ともに増加を見込みます。

#### ⑤ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力向上のため に必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。

#### (就労継続支援A型)

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用者数	計画	49	53	57	41	47	53	
(人)	実績	35	40	36				
サービス量	計画	870	941	1, 012	652	748	843	
(日/月)	実績	581	593	612				

- 〇 市内には事業所がなく(令和5年9月末時点)、近年の利用者数は 40 人前後で推移しています。就労継続支援A型は、特にコロナ禍において、最低賃金を支払えるだけの収益をあげる生産活動を行うことが難しいという課題があります。
- 〇 今後、障害者総合支援法改正により就労支援の強化が図られることも踏まえ(令和6年4月等に施行予定)、利用者数・サービス量ともに増加を見込みます。多様な就労ニーズに応えられるよう、事業所へ設置の働きかけを行っていきます。

#### (就労継続支援 B型)

		第6	期障害福祉語	計画	第7期障害	<b>害福祉計画</b>	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	469	478	487	531	546	562
(人)	実績	505	517	503			
サービス量	計画	7, 012	7, 146	7, 281	7,662	7, 879	8, 110
(日/月)	実績	7, 229	7, 081	7, 548			

## <実績・見込み>

- 市内には 28 事業所があります (令和5年9月末時点)。日中活動の場としての利用ニーズが高く、福祉的就労を希望する精神障がいのある方による利用により、利用者・サービス量はともに概ね増加傾向にあります。
- 今後も、特別支援学校の卒業生や精神障がいのある方の利用ニーズを踏まえ、利用者 数・サービス量ともに増加を見込みます。

#### 6 就労定着支援

一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

		第6期障害福祉計画			第7期障害	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	利用者数計画		14	14	20	24	27
(人)	実績	19	26	17			

#### <実績・見込み>

〇 市内には事業所がありませんが(令和5年9月末時点)、[成果目標4-②] 一般就労後の定着支援①就労定着支援事業の利用者数に記載のとおり、令和8年度に27人とすることを目標とします。

#### ⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、 日常生活の支援を行います。

		第6期障害福祉計画			第7期障害	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	利用者数計画		25	25	29	29	29
(人)	実績	29	29	28			

#### <実績・見込み>

- 〇 市内には1事業所があります(令和5年9月末時点)。利用者数は計画を上回っています。
- これまでの実績や市への相談状況から利用者数は横ばいを見込みます。利用希望者に ついては、東京都の入所調整とあわせ、事業所と連携を図りながら、対応を進めます。

#### ⑧ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設(福祉型:障害者支援施設等、医療型:病院、診療所等)で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

		第6	期障害福祉語	計画	第7期障害	<b>害福祉計画</b>	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		145	158	172	90	101	115
	計画	福祉型 130	福祉型 140	福祉型 150	福祉型 82	福祉型 91	福祉型 102
利用者数		医療型 15	医療型 18	医療型 22	医療型8	医療型 10	医療型 13
(人)		83	85	79			
	実績	福祉型 67	福祉型 75	福祉型 73			
		医療型 16	医療型 10	医療型 6			
		388	425	467	321	360	409
	計画	福2325	福型350	福2375	福祉型 295	福祉型 328	福祉型 367
サービス量		医療型63	医療型75	医療型92	医療型 26	医療型 32	医療型 42
(日/月)		302	276	271			
	実績	福祉型 262	福祉型 254	福祉型 249			
		医療型 40	医療型 22	医療型 22			

- 〇 市内には4事業所があります(令和5年9月末時点)。コロナ禍において利用が落ち込み、コロナ前の水準(令和元年度実績:利用者数146人、サービス量425時間/月)に戻っていない状況があります。
- 今後、コロナ5類感染症への移行による利用回復が想定されることから、利用者数・ サービス量ともに増加を見込みます。

#### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、一人暮らしのために必要な支援を行います。

		第6期障害福祉計画			第7期障	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	利用者数計画		1	1	1	1	1
(人)	実績	0	0	0			

#### <実績・見込み>

○ 市内には事業所がなく(令和5年9月末時点)、これまで実績はありませんが、利用者 の希望に応じてサービス提供を行っています。

#### ② 共同生活援助(グループホーム)

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画(計画値)		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		151	166	183	197	203	205
	計画	精神 43	精神 48	精神 55	精神 48	精神 49	精神 50
利用者数		知的 108	知的 118	知的 128	知的 149	知的 154	知的 155
(人)		189	192	191			
	実績	精神 48	精神 50	精神 47			
		知的 141	知的 142	知的 144			

- 〇 市内には 28 事業所があります (令和5年9月末時点)。利用者数は増加傾向にあり、 計画を上回っています。
- 地域移行や「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いことから、今後も市内及び近 隣市でグループホームの新設の予定があります。
- これまでの実績から、利用者数の増加を見込みます。

#### ③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

			第6期障害福祉計画			<b>告福祉計画</b>	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	利用者数計画		88	88	97	96	95
(人)	実績	90	95	98			

- 〇 市内には2事業所があります (令和5年9月末時点)。施設入所者の地域生活への移行 が進む一方、施設入所支援の利用ニーズも依然として高いことから、利用者数は増加し ています。
- [成果目標1]施設入所者の地域生活への移行②施設入所者数に記載のとおり、令和 8年度に95人以下とすることを目標とします。

#### (4) 相談支援

#### ① 計画相談支援

- サービス利用支援・・・障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用 計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サ ービス等利用計画の作成を行います。
- 継続サービス利用支援・・・支給されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング) を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		第6期障害福祉計画			第7期障害	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	利用者数計画		220	230	245	255	265
(件/月)	実績	221	229	235			

#### <実績・見込み>

- 〇 市内には 13 事業所があります (令和5年9月末時点)。モニタリングの頻度を高める ため、訪問系サービスや短期入所などのモニタリング標準期間を短縮する見直しが行わ れたことにより、相談支援の実績は増加傾向です。
- これまでの実績に基づき、利用者数の増加を見込みます。

#### ② 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がいのある方を対象として、地域移行支援 計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を 行います。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
利用者数	計画	3	4	5	3	4	5
(人)	実績	0	1	0			

- 〇 市内では1事業所があります(令和5年9月末時点)。利用者数は計画を下回っています。
- 第6期と同様に、利用者数の増加を見込みます。関係機関と連携の上、本市における 支援体制を検討します。

## ③ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、 緊急時には必要な支援を行います。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数計画		3	3	3	3	3	3
(人)	実績	0	0	0			

- 〇 市内には1事業所がありますが(令和5年9月末時点)、利用実績はありませんでした。
- 第6期と同様に、3人を見込みます。関係機関と連携の上、本市における支援体制を 検討します。

#### (5) 発達障がい者(児)等に対する支援

発達支援が必要な方への早期支援につなげられるよう、保護者等が子どもへの接し方等を学ぶ、ペアレントプログラム等を実施します。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害	音福祉計画	(計画値)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレントプログラム等の延	計画	16	16	16	16	16	16
べ受講者数(保護者)(人)	実績	32	28	18			
ペアレントプログラム等の延	計画				16	32	32
べ実施者数(支援者)(人)	実績	0	0	15			
ペアレントメンターの人数	計画				-	-	
(人)	実績	-	-	ı			
ピアサポートの活動への	計画				4	4	4
参加人数(人)	実績	_	_	_			

#### <実績・見込み>

- 〇 引き続き、多摩市版ペアレントプログラム(※)等の研修会の実施により、発達支援 が必要な方の保護者を支援します。また、市内保育所等の子どもの発達に関係する施設 の支援者に対しても研修会を実施します。
- 発達障がいのある子どもの子育て経験をいかして、相談・助言を行うペアレントメンターについては、東京都発達障害者支援センターにおいて、養成等が行われています。
  必要に応じて発達支援室の事業にも派遣を依頼しています。
- 利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについては、東京都に おいて障害者ピアサポート研修が実施されるとともに、令和3年度報酬改定でピアサポ ート体制・実施加算が新設されています。今後、本市における実施体制について検討し ます。

#### (※)多摩市版ペアレントプログラム

「子育てで今できていることに気づく」「子どもの行動によい対応方法をみつける」「同じ悩みを持つ親とともに考え共有する」ことを目的に、子育てに自信をつけることを学ぶプログラム。子育てに困り感のあるすべての親に活用することが可能。地域の保育士、保健師、心理士等が講師となり実施する。

#### (6) 障がい児通所支援、相談支援

#### ① 児童発達支援

小学校未就学の障がいのある児童や発達支援の必要な児童を対象に、日常生活における 基本的な生活習慣の習得、集団生活への適応の訓練、その他必要な支援を行う身近な療育 の場です。

		第2期	障がい児福祉	止計画	第3期障がい	ハ児福祉計画	」(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	75	85	95	119	131	144
(人)	実績	98	119	108			
サービス量	計画	562	637	715	893	983	1,080
(日/月)	実績	823	812	784			

#### <実績・見込み>

- 〇 市内には8事業所があります(令和5年9月末時点)。利用者数・サービス量ともに計画を上回っています。
- 幼児期から療育を受けていきたいというニーズが高いことや、市内事業所の新規開設 による定員増が見込まれることから、利用者数・サービス量ともに増加を見込みます。

#### ② 放課後等デイサービス

小学校から中学、高校までの学校に通う障がいのある児童や発達支援が必要な児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活力向上のための活動、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

		第2期	障がい児福祉	止計画	第3期障がい	ハ児福祉計画	ī (計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	384	399	415	483	504	526
(人)	実績	396	452	463			
サービス量	計画	3, 302	3, 431	3, 569	4, 540	4, 738	4, 944
(日/月)	実績	3, 518	4, 126	4, 479			

- 〇 市内には 20 事業所があります(令和 5 年 9 月末時点)。利用者数・サービス量ともに 計画を上回っています。
- 身体障害者手帳や療育手帳を持っていない子どもの療育環境を整えたいという保護者 のニーズは今後も増加が予想されるため、利用者数・サービス量ともに増加を見込みま す。

#### ③ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、学校等に通っている障がいのある児童や発達支援が必要な児童が、集団生活において、より過ごしやすくなるように、療育の専門職が保育所等に出向き、職員に対して助言・支援を行います。

		第2期	障がい児福祉	止計画	第3期障がい	ハ児福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	16	18	20	23	25	27
(人)	実績	23	23	17			
サービス量	計画	11	12	14	19	20	22
(日/月)	実績	19	19	11			

#### <実績・見込み>

- 〇 市内には2事業所があります(令和5年9月末時点)。利用者数、サービス量ともに計画を上回っています。
- 潜在的な利用ニーズもあることから、利用者数・サービス量ともに増加を見込みます。

## ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本 的な動作、知識技能の習得などに向けた支援を行います。

		第2期	月障がい児福祉	止計画	第3期障がい	ハ児福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	1	1	1	1	1	1
(人)	実績	0	0	0			
サービス量	計画	1	1	1	1	1	1
(日/月)	実績	0	0	0			

## <実績・見込み>

○ 市内には1事業所があります(令和5年9月末時点)。これまで実績はありませんが、 ニーズに対応できるよう支援体制の整備やサービスの周知を図ります。

#### ⑤ 障がい児相談支援

- 〇 障害児支援利用援助…障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、 障がい児支援利用計画の作成を行います。
- 継続障害児支援利用援助…支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい	ハ児福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	7	8	9	15	16	17
(件/月)	実績	9	13	14			

- 〇 市内には9事業所があります(令和5年9月末時点)。利用者数は 10 件で推移しています。
- 〇 年1件ずつの増加を見込みます。セルフプランの利用が多数を占める中、相談支援を 必要とする児童に対応できるよう事業実施の拡大に向け、事業所とともに取組を進めて いきます。

#### (7) 地域生活支援事業(必須事業)

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害理解を促進するための広報活動やイベント等を開催します。

		第6	期障害福祉記	十画	第7期障	<b>書福祉計画</b> (	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
条例の周知啓発 (リーフレット、ポスター、 概要版、わかりやすい版)	計画	配布	配布	配布	配布	配布	配布
	実績	配布	配布	配布	<u> </u>		
障害理解啓発物	計画	配布	配布	配布	100	100	100
(心つなぐ・はんどぶっく) 実績		配布	配布	配布			
講演会	計画	1	1	1	1	1	1
(回)	実績	1	1	1			
出前講座	計画	4	4	4	4	4	4
(回)	実績	0	0	未定			
障がい者スポーツ	計画				20	20	20
体験教室(回)	実績	16	17	17			

- 令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすこと のできるまちづくり条例」のリーフレット等による周知啓発、「心つなぐ・はんどぶっく (通常版・わかりやすい版)」の発行、市民を対象とした講演会の開催、市内小・中学校 を対象とした出前形式の「障がい者スポーツ体験教室」を実施しました。
- 上記以外にも、令和4年度からは、多摩市権利擁護専門部会の委員を講師とした市職員向け研修の開催とともに、「事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度」を創設し、市内店舗のバリアフリー化に向けた取組を進めました。
- 今後、条例に基づき設置した「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」において、 更なる取組を検討していきます。

#### ② 自発的活動支援事業

障がい当事者やその家族、地域住民等による自発的な活動を支援します。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
活動支援事業	実績	実施	実施	実施			

#### <実績・見込み>

- 居宅介護等を受けることが難しい場合に、地域生活で必要な支援を受けられる環境を 確保するため、自立生活サポーター支援事業を実施しました。
- 今後も人材確保に向け周知・啓発等に取り組みながら、引き続き同事業を実施していきます。

## ③ 相談支援事業

#### (a)障害者相談支援事業

障がい当事者やその家族等からの相談に応じ、必要な支援を行います。

		第6	期障害福祉語	計画	第7期障害	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
支援事業	実績	実施	実施	実施			

- 障害福祉課を中心として、関係機関と連携を図りながら実施しています。
- 〇 今後、[成果目標6] 相談支援体制の充実・強化等に記載のとおり、相談支援体制の強化を図っていきます。

#### (b) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的 職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障	害福祉計画	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援	計画	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
センター等 機能強化事業	実績	機能として実施	機能として実施	機能として実施			

#### <実績・見込み>

- 相談支援について、市が基幹的な役割を担っていくために、障害福祉課に専門職を配置し、相談支援機能の強化を図っています。
- 〇 今後、[成果目標 6] 相談支援体制の充実・強化等に記載のとおり、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

#### (c) 住宅入居等支援事業

保証人がいない等の理由により賃貸住宅への入居が困難な方に対し、必要な支援を行います。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害	<b>害福祉計画</b>	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等	計画	検討	検討	検討	検討	検討	検討
支援事業	実績	未実施	未実施	未実施			

#### <実績・見込み>

○ 本事業は未実施ですが、多摩市居住支援協議会や多摩市居住支援相談窓口等において、 賃貸住宅等への円滑な入居の促進に向けた居住支援を行っています。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

知的・精神障がいのある方の成年後見制度の利用を支援します。

		第 <i>6</i>	期障害福祉言	計画	第7期障	書福祉計画 (	(計画値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画	4	4	4	4	4	4
(人)	実績	5	3	4			

## <実績・見込み>

- 権利擁護センター(多摩市社会福祉協議会)が身近な相談窓口として様々な支援を行っています。
- 前回と同様に、4件を見込みます。

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとと もに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		第 <i>6</i>	期障害福祉言	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
法人後見支援事業	実績	実施	実施	実施			

## <実績・見込み>

○ 多摩南部成年後見センター(調布市、日野市、狛江市、稲城市、多摩市の5市で構成) により、法人後見の支援等を広域的に実施しており、今後も継続していきます。

#### ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害や難病のため、意思疎通を図ることが難しい方に、 意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者、失語症会話パートナー(失語症者に対する 意思疎通支援者)の派遣を行います。

		第6	期障害福祉語	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	計画	88	88	88	132	132	132
(人)	実績	87	96	132			
要約筆記者派遣	計画	9	9	9	14	14	14
(人)	実績	10	14	14			
失語症会話	計画	_	_	_	300	300	300
パートナー派遣(人)	実績	130	245	314			

- 〇 令和3年度以降、本事業を例年通りの規模で実施したため、手話通訳者・要約筆記者 ともに計画を上回って推移しています。
- 手話通訳者・要約筆記者ともに利用はほぼ横ばいであることから、第6期における最 大値で各年度を見込みます。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の不便を改善するため、日常生活用具を給付又は貸与します。

			第6	期障害福祉	計画	第7期障害	<b>喜福祉計画</b>	(計画値)
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常	常生活用具給付等事業	計画	3, 443	3, 550	3, 661	3, 243	3, 317	3, 393
(1	<b>#</b> )	実績	3, 055	2, 995	3, 160			
	介護・訓練支援用具	計画	20	20	20	22	22	22
	(移動用リフトなど)	実績	15	7	22			
	自立生活支援用具	計画	28	28	28	28	28	28
	(特殊便器など)	実績	25	26	28			
	在宅療養等支援用具	計画	32	32	32	32	32	32
	(ネブライザーなど)	実績	26	6	24			
	情報·意思疎通支援用	計画	55	55	55	55	55	55
	具(ファックスなど)	実績	27	30	54			
	排せつ管理支援用具	計画	3,300	3, 407	3, 518	3, 100	3, 174	3, 250
	(ストマ用装具など)	実績	2, 957	2, 924	3, 028			
		計画	8	8	8	6	6	6
	住宅改修費	実績	5	2	4			

- 〇 排せつ管理支援用具(ストマ用装具など)が全体の9割以上を占めており、その他の 用具の件数は年度によって増減があります。
- 実績等を踏まえ、横ばいまたは増加で見込みます。

#### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		第6	期障害福祉語	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員	計画	36	36	36	36	36	36
養成研修(回)	実績	10	36	36			

#### <実績・見込み>

- 手話講習会を実施しています。令和3年度は新型コロナウイルスの影響で規模を縮小して開催したため実績が少なくなっています。
- 今後、例年通りの規模で実施するものとして見込みます。

#### 9 移動支援事業

屋外での移動が難しい方へ外出のための支援を行います。本市では、個別的な支援が必要な方に対するマンツーマンによる支援(個別支援型)、車両による送迎支援(車両移送型)により実施しています。

#### (個別支援型)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\										
		第6	期障害福祉語	計画	第7期障害福祉計画(計画値)					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
指定事業者数 (ヵ所)	計画	75	78	81	82	84	86			
	実績	76	78	80						
利用者数	計画	207	210	213	188	191	194			
(人)	実績	166	185	169						
利用時間数(時間/月)	計画	2, 452	2, 488	2, 524	2, 218	2, 253	2, 289			
	実績	1,664	2, 072	2, 159						

- 指定事業者数は増加傾向にあります。利用者数・利用時間数は、新型コロナウイルス の影響もあり年度によって増減があります。
- 指定事業者数は、これまでの実績に基づき増加を見込みます。利用者数・利用時間数 についても、コロナ前の水準へ戻ることが見込まれることから、増加を見込みます。

#### (車両移送型)

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
水浴・デイ等	計画	120	120	120	120	120	120
利用者送迎 (人/月)	実績	112	135	110			

#### <実績・見込み>

○ 総合福祉センターで実施している水浴訓練事業・障がい者デイサービス事業の利用者 の送迎を行っています。これまでの実績等に基づき、計画値を設定します。

#### ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の日中活動の場を提供する事業です。次の3つの類型があり、本市ではI型を実施しています。

I型:相談支援や専門職員(精神保健福祉士等)による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

Ⅱ型:地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、 入浴等のサービスを実施します。

Ⅲ型:地域の障がい者のための援護対策を実施します。

				期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	力所	計画	2	2	2	2	2	2
地域活動		実績	2	2	2			
支援セン ター I 型	人数 /日	計画	50	50	50	50	50	50
		実績	41	49	49			

- 相談支援と併せて、趣味や生きがい活動の支援、障害理解促進のための普及啓発(市 立小学校への出前授業等)、機能訓練や高次脳機能障がい者支援等の各種事業を実施し ています。今後も引き続き実施していきます。
- 現在は I 類型により 2 ヵ 所のセンターを運営しているところですが、近年特に需要が高まっている日中活動の場や相談窓口の充実への対応として、他類型により運営の必要性等について、検討を進めていきます。

#### (8) 地域生活支援事業(任意事業)

## <日常生活支援に関する事業>

#### ① 日中一時支援事業

障がいのある方等を、一時的に施設で預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

		第6	期障害福祉語	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定事業者数 (ヵ所)	計画	15	15	15	14	14	15
	実績	12	13	13			
利用者数	計画	100	100	100	56	66	76
(人)	実績	69	41	46			
利用単位数(時間/月)	計画	400	400	400	190	224	258
	実績	256	149	147			

- 指定事業者数は横ばい、利用者数・利用単位数は大型事業所の撤退により、令和4年 度は減少しましたが、その後は横ばいを推移しています。
- 利用者数・利用単位数は、潜在的な利用ニーズが高いことから、増加を見込みます。 指定事業所数は微増を見込みます。

#### <社会参加支援に関する事業>

障がいのある方の社会参加を促進するため、地域生活支援事業(任意事業)としては、 次の①~④の事業を実施しています。

#### ① レクリエーション活動等支援事業

レクリエーション教室の開催により、交流・余暇活動の質の向上等につなげます。

#### ② 芸術文化活動振興事業

美術作品展の開催により、芸術文化活動を振興します。

## ③ 点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等の発行により、地域生活を営む上で必要な情報提供を行います。

#### ④ 奉仕員養成研修事業

要約筆記者講習会の実施により、聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援する要約筆記者を養成します。

		第6	期障害福祉	計画	第7期障害福祉計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション	計画	1	1	1	1	1	1
教室(回)	実績	0	0	0			
美術作品展	計画	1	1	1	1	1	1
(回)	実績	1	1	1			
点字・声の広報等	計画	35	35	35	32	32	32
発行(回)	実績	32	26	32			
要約筆記講習会	計画	_	_		5	5	5
(人)	実績	5	6	5			

#### <実績・見込み>

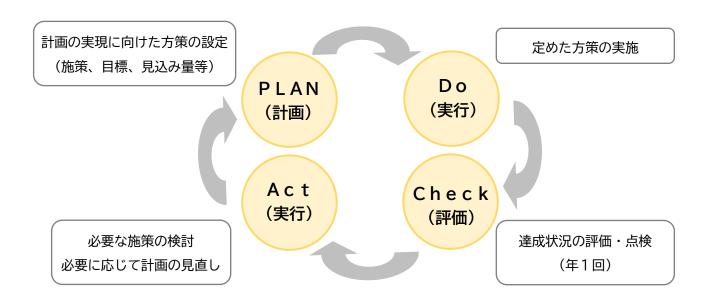
○ これまでの実績等に基づき、計画値を設定します。

## 第6章 計画を推進するために

## 6-1 計画の達成状況の点検・評価

本計画は、PDCAサイクルに即し、各年度の達成状況を評価した上で、取組を推進していきます。このため、毎年度、多摩市地域自立支援協議会(学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成)に、計画の達成状況を報告し、点検・評価を行います。

その際、同協議会の下部組織である権利擁護専門部会・地域生活支援専門部会、事業所等連絡会、各種協議会(多摩市医療的ケア児(者)連携推進協議会、多摩市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築協議会、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会等)と連携・情報共有の上、必要な施策の検討や見直しを行っていきます。



## 6-2 国・東京都への継続的な要請

個々の障害特性に応じた質の高いサービス提供に当たっては、そのサービスを供給できる体制が整っていなければなりません。特に、近年、事業者の人材確保の支援や報酬体系の見直し、ヘルパー不足の解消のための支援体制の整備、コロナ禍・物価高騰下における事業者支援策など、様々な対応が必要となっています。しかし、市のみで全ての対応を図ることは、法制度や人員・財源の制約などから難しい状況があります。

このため、市は、今後とも国・東京都と連携の上、計画に基づく施策を推進するととも に、国・東京都へ必要な法制度の見直しや支援体制の強化等について、継続的に要請し、 改善の働きかけを行っていきます。

# 資料編

1 用語説明索引 今後記載予定

## 2 計画の策定経過

## (1) 多摩市地域自立支援協議会

回数	年月日	主 な 内 容			
第1回	令和5年6月1日	<ul><li>○ 計画策定の概要について</li><li>○ 福祉に関するアンケート調査について</li><li>○ 計画策定に係る事業所アンケートについて</li></ul>			
第2回	令和5年7月11日	○ 多摩市障がい者基本計画について			
第3回	令和5年8月25日	○ 多摩市障がい者基本計画について			
第4回	令和5年9月12日	〇 第7期多摩市障害福祉計画·第3期多摩市障がい児福祉計画 について			
第5回	令和5年10月3日	〇 第7期多摩市障害福祉計画·第3期多摩市障がい児福祉計画 について			
第6回	令和5年11月8日	〇 計画素案について			
第7回					
第8回	今後記載予定   				

## (2) 多摩市障がい者基本計画等策定委員会

回数	年月日	主 な 内 容
第1回	令和5年7月6日	○ 計画策定の概要について ○ 計画骨子案について
第2回	令和5年9月28日	〇 計画骨子案について
第3回	令和5年11月15日	〇 計画素案について
第4回		今後記載予定

# (3) パブリックコメントの実施

## 今後記載予定

## 3 多摩市地域自立支援協議会設置要綱

平成23年4月4日多摩市告示第211号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づく障がい者等(障がい者及び障がい児をいう。以下同じ。)、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行うものからの相談並びにこれらの者に対する情報の提供、助言及び障害福祉サービス等の利用支援について、地域における障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、多摩市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 地域の障がい者等の福祉に関する関係機関の連携体制の構築に関すること。
  - (2) 障がい者等を取り巻く地域、課題等の情報共有に関すること。
  - (3) 地域の社会資源の把握及び連携に関すること。
  - (4) 障がい者等の支援における相談支援事業の有効活用に関すること。
  - (5) 障がい者等の福祉に関する困難事例の対応の在り方に対する協議及び調整に関すること。
  - (6) 法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者等の福祉に関し多摩市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定 障害福祉サービス等に係る業務に従事する者
  - (2) 法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者が提供する基本相談支援、地域相談支援又は計画相談支援に係る業務に従事する者
  - (3) 保健、福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
  - (4) 障害福祉関係団体に所属する者
  - (5) 障がい者等及びその家族
  - (6) 学識経験者
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後 任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長二人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、主宰する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 (専門部会)
- 第8条 会長は、専門的な事項を審査及び協議するため、協議会に専門部会を置くことが できる。
- 2 専門部会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 (庶務)
- 第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。 (委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議 会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、公示の日から施行する。
  - 附 則(平成25年多摩市告示第184号)
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年多摩市告示第54号)

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(令和2年多摩市告示第348号)
- この要綱は、令和2年7月30日から施行する。 附 則(令和5年多摩市告示第〇号)
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

# 4 多摩市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属	備考
1	吉井 智晴	東京医療学院大学	会長
2	市川香織	社会福祉法人日本心身障害児協会島田療育センター	副会長
3	藤吉 さおり	多摩市在宅障害者の保障を考える会	副会長
4	荒井 和代	東京都南多摩保健所	
5	植草 久子	東京都立多摩桜の丘学園	
6	大石 欣也	多摩市聴覚障害者協会	
7	折笠富子	自立ステーションつばさ	
8	角川 昇吾	NPO 法人多摩草むらの会親の会	
9	川辺 一成	社会福祉法人多摩市社会福祉協議会	
10	北山 文子	NPO 法人障害者自立支援センター多摩	
11	佐藤 享美	社会福祉法人正夢の会	
12	瀬尾 敏也	多摩市視覚障害者福祉協会	
13	登坂 晃	社会福祉法人啓光福祉会	
14	中原 さとみ	社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院	
15	野路和之	障害者就業・生活支援センターTALANT(タラント)	
16	松澤 哲男	多摩市手をつなぐ親の会	
17	山田 千昭	ベック多摩	
18	山本和泉	社会福祉法人時の会	

## 5 多摩市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱

令和5年6月7日 多摩市告示第331号

(設置)

第1条 多摩市障がい者基本計画並びに第7期多摩市障害福祉計画及び第3期多摩市障が い児福祉計画の案(以下「計画案」という。)を検討するため、多摩市障がい者基本 計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 計画案の検討に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の作成のため多摩市長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

企画政策部市民自治推進担当課長 総務部防災安全課長 市民経済部経済観光課長 くらしと文化部平和・人権課長 子ども青少年部子育て・若者政策担当課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部生活福祉課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部高齢支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部発達支援担当課長 健康福祉部健幸まちづくり推進室長 都市整備部都市計画課長 都市整備部交通対策担当課長 教育部教育指導課長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は健康福祉部障害福祉課長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを 定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



印刷物番号 〇-〇

## 多摩市障がい者(児)福祉計画(案)

(障がい者基本計画:令和6~11年度)

(第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画:令和6~8年度)

令和○(○)年○月発行

編集・発行/東京都多摩市健康福祉部障害福祉課 〒206-8666 東京都多摩市関戸六丁目12番地1 IEO42(338)6847(直通)

頒布価格 〇円